

# 平成19年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成19年7月20日（金）

午後1時30分から

場所：鞍手町議会議事堂

## ◎会議次第

1 開会

2 任命辞令の交付（全員交付）

※交代委員 議会関係委員 福本博文委員 → 岡崎邦博委員  
仲野 守委員 香原 暹委員  
地域自治関係委員 添田忠敏委員 → 小川和男委員

3 町長あいさつ

4 委員及び専門部会等の紹介（資料1、資料2）

5 会長の選出

※鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第4条第1項に基づき互選

6 会長あいさつ

7 会議録署名人の指名

8 議事

（1）第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について

（資料3、資料4、資料5）

（2）公営企業中期経営計画の取組状況について（資料6）

（3）その他

9 閉会

## 鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿

	選出区分（推薦母体）	氏 名	選出枠
1	議会関係委員（鞍手町議会）	おがさき くにひろ 岡 崎 邦 博	団体推薦 8名
2	議会関係委員（鞍手町議会）	か ばら あきら 香 原 暹	
3	地域自治関係委員（鞍手町区長会）	おがわ かずお 小 川 和 男	
4	農業関係委員（鞍手町農業委員会）	しらいし しゅうじ 白 石 修 二	
5	商工業関係委員（鞍手町商工会）	このみ ひでゆき 許 斐 英 幸	
6	ボランティア関係委員（鞍手町ボランティア連絡協議会）	ありまつ ひろみ 有 松 弘 美	
7	福祉関係委員（鞍手町社会福祉協議会）	みやさき じつお 宮 崎 實 男	
8	教育関係委員（鞍手町教育委員会）	こもの きみよし 薦 野 君 由	
9	企業関係委員	あそう ひでお 麻 生 秀 生	指名 5名
10	企業関係委員	ふじい ふくよし 藤 井 福 吉	
11	企業関係委員	さかきばら ただし 榭 原 紘	
12	女性委員	たけや いちこ 武 谷 位 千子	
13	女性委員	こじま みちこ 小 島 美 智子	
14	公募委員	かめい しげる 亀 井 滋	公募 2名
15	公募委員	いおじ えみこ 五百路 恵美子	
計 1 5 名			

## ※選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。

## 平成 19 年度 鞍手町行財政改革推進本部 構成

平成 19 年 4 月 1 日現在

本部長	町長	柴田好輝
副本部長	副町長	古野和雄
本部員	会計管理者 (兼会計収納対策課長)	諸富義和
〃	企画財政課長	阿部哲
〃	税務課長	原繁幸
〃	住民課長	後藤幸雄
〃	保険課長	松尾保則
〃	福祉課長	熊井照明
〃	健康増進課長	平瀬研一
〃	産業課長 (兼農業委員会事務局長)	藤井春美
〃	建設課長 (兼まちづくり対策課長)	本松吉憲
〃	下水道課長	梶栗英正
〃	議会事務局長	長友浩一
〃	教育課長	松澤守
〃	水道課長	吉田正行
〃	町立病院事務局長	田中正一

## 事務局

行財政改革特別対策推進室長 (総務人権課長)		靄崎節男
〃	室長補佐	白石秀美
〃	担当	石田正樹

## 第 4 次行財政改革の進捗状況報告についての基本的な考え方

### 1 進捗状況報告についての基本的な考え方

各項目を次の 6 区分に分類し、住民にわかりやすい説明を前提に、前年度決算状況や当該年度予算の措置状況などの具体的な内容からまとめ報告する。添付資料がある場合も、同様のことに十分配慮して作成する。

#### (1) 実施済みの項目

- ① 実施結果を報告するものとする。
- ② 目標への到達状況を報告するものとする。
- ③ 目標数値を定めていたものは、金額等の具体的な数値を用いながら、目標への到達率を報告するものとする。
- ④ 実施済みであるが、実施結果が芳しくなく、目標への到達率が低い場合などは、その理由を示すとともに、今後の取り組みについて見直し等の方向性を報告するものとし、必要があれば新たな個票を追加するものとする。
- ⑤ 目標に到達した場合は、更に高い目標設定が可能かどうか検討してその方向性を報告するものとし、必要があれば新たな個票を追加するものとする。

#### (2) 実施中の項目

- ① 実施状況を報告するものとする。
- ② 目標への到達状況を報告するものとする。
- ③ 目標数値を定めていたものは、金額等の具体的な数値を用いながら、現時点での目標への到達率を報告するものとする。
- ④ 実施中の状況が芳しくなく、このままでは目標への到達が見込めないと推察されるものについては、その理由を示し、必要があれば取り組み内容の見直しの方向性を報告するものとする。

#### (3) 実施期間前の項目（検討期間中を除く。）

- ① 実施のための準備として行っていることがあれば報告するものとする。

#### (4) 検討済みの項目

- ① 検討結果を報告するものとする。
- ② 検討の結果、実施することとした項目については、新たな個票を調整し、これによって内容を報告するものとする。
- ③ 検討の結果、実施しないこととした項目については、その理由を報告するものとする。

#### (5) 検討中の項目

- ① 検討経過を報告するものとする。
- ② 検討が停滞している場合は、停滞している理由、課題や問題となっていることの内容を報告するものとする。
- ③ 検討期限よりもかなり前に検討済みとなりそうな場合は、検討後の予定を報告するものとする。
- ④ 予定していた検討期間を超え、更なる検討期間を要することとなりそうな場合は、その理由を示すとともに、見直し後の検討期間を報告するものとする。

#### (6) 検討期間前の項目

- ① 検討のための準備として行っていることがあれば報告するものとする。

## 2 進捗率についての考え方

平成17年度から平成21年度までの計画期間（5年間）における最終目標（数値目標を定めている場合はその数値）への到達度をパーセンテージで報告するものとする。

### ① 数値目標（実施割合等の率、効果額等の金額など）を定めている場合

プラン（個票又は付属資料）に掲げた現状の数値（平成16年度又は平成17年度実績）から最終目標数値への到達率を、初年度から当該実施年度までの進捗率として毎年度終了後に報告する。

また、当該実施年度において、既に予算措置を行っているものは、予算執行後の到達率の50%を進捗率に合算して計上する。

### ② 数値目標を定めていない場合

下記の区分により、初年度から当該実施年度までの進捗率を毎年度終了後に報告する。

進捗率 (%) の目安	検討あるいは計画や方針策定の進捗率	検討結果あるいは策定した計画や方針に基づく具体的取り組みの進捗率
—	検討期間前、実施期間前	実施期間前
0	未着手	未着手
20	着手したが、まだ情報収集中など、具体的な検討や策定の取り組みに至っていない段階	着手したが、予算措置、例規の整備、関係機関との調整など、実施に向けた条件整備等を行っている段階
40	検討あるいは策定がまだ半分も終わっていない段階	具体的な取り組みを開始したが、まだ効果の創出に至っていない段階
60	検討あるいは策定の半分以上が終わっている段階	多少効果が見え始めた段階
80	検討あるいは策定がほぼ完了しているが、公表するには不十分な段階	一定の効果を生み出しているが十分とは言えない段階
100	検討結果あるいは策定した計画や方針を公表、実施できる段階	十分な効果を生み出している段階

## 3 効果額についての考え方

効果額は、基本的には収入の増加額及び支出の削減額と捉えられるが、複数年度にわたる計画において、場合によっては条件整備等の支出の増加により、一時的にマイナスとなる年度も考えられる。

### ① 効果額欄に記載する金額について

前年度実績における、支出の削減額、収入の増加額及び支出の増加額を合計し、計画期間内の実績に合算したものを効果額として報告する。

### ② 予算措置により当該年度中に見込まれる効果額について

改革項目の実施に係る当初予算又は補正予算における措置によって、当該年度中に見込まれる効果額を、具体的取組内容欄に見込まれる効果額として報告する。これは、言い換えれば、当該年度における数値目標と見なすことができるものである。

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

1

■ 数値目標

385,986千円

■ 具体的改革項目 目標収納率の設定

■ 現在までの累積効果額

10,827千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち		うち	うち
	●	●	●	●	●	●	●	●								支出の削減		収入の増額	支出の増額
平成17年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、学校教育課	実施中	0%	—				
具体的取組内容 (H18年6月末)		実施概要では、現年度分収納率を100%、現に収納率の低いものについては最低98%を目標とし、滞納分については16年度実績の50%アップを目標としています。その実現のため、各種研修会に積極的に参加し、収納強化に取り組んでいる他市町の状況等を調査するなど、収納強化に向けての準備に取り組んでいます。また、税務課窓口を毎週木曜日に午後7時まで延長し、利便性の向上を図ることにより収納率向上に少しでもつながるように努めています。 (資料2-①添付：平成17年度分収入状況一覧表)																	
平成18年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務課、会計収納対策課、保険課、建設課、福祉課	実施中	3%	10,827千円		10,827千円		
具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年10月より、滞納者への対策として会計収納対策課を設置し、税に対する差押えや住宅家賃に対する退去勧告など収納強化に取り組んでいます。また、収納率向上のため、税務課窓口及び会計収納対策課窓口を毎週木曜日に午後7時まで延長し、利便性の向上を図ることにより収納率向上に少しでもつながるように努めています。平成18年度では10,827千円の効果がありました。 (資料添付：主な収入状況一覧表)																	
平成19年度																			
具体的取組内容																			
平成20年度																			
具体的取組内容																			
平成21年度																			
具体的取組内容																			

# 主な収入状況一覧表 (平成18年度実績 平成19年5月末現在)

単位：千円

## 現年度分

項 目	平成18年度				
	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	徴収率% E (B/A)
町民税（県民税除く）	630,604	616,225		14,379	97.72%
固定資産税	784,113	765,278		18,835	97.60%
軽自動車税	35,361	33,577		1,784	94.95%
国民健康保険税	504,478	479,802		24,676	95.11%
住宅家賃	50,970	48,207		2,763	94.58%
保育料	75,642	75,293		349	99.54%
<b>現年度分 計</b>	<b>2,081,168</b>	<b>2,018,382</b>		<b>62,786</b>	<b>96.98%</b>

16年度 徴収率% F
97.96%
97.29%
94.97%
94.36%
90.35%
98.38%
96.68%

差引徴収率 % (18-16) G (E-F)
-0.24%
0.31%
-0.02%
0.75%
4.23%
1.16%
0.30%

効果額 (A × G)
-1,513
2,431
-7
3,784
2,156
877
7,728

## 年度別効果額

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
-1,513				-1,513
2,431				2,431
-7				-7
3,784				3,784
2,156				2,156
877				877
7,728	0	0	0	7,728

## 滞納分

項 目	平成18年度				
	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	徴収率% E (B/A)
町民税（県民税除く）	59,664	7,125	2,193	50,346	11.94%
固定資産税	115,117	14,583	5,115	95,419	12.67%
軽自動車税	5,253	890	274	4,089	16.94%
国民健康保険税	146,819	9,050	8,691	129,078	6.16%
住宅家賃	11,813	4,510		7,303	38.18%
保育料	4,624	776		3,848	16.78%
<b>滞納分 計</b>	<b>343,290</b>	<b>36,934</b>	<b>16,273</b>	<b>290,083</b>	<b>10.76%</b>

16年度 徴収率% F
14.48%
8.06%
17.41%
8.33%
18.49%
12.63%
9.81%

差引徴収率 % (18-16) G (E-F)
-2.54%
4.61%
-0.47%
-2.17%
19.69%
4.15%
0.95%

効果額 (A × G)
-1,515
5,307
-25
-3,186
2,326
192
3,099

## 年度別効果額

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
-1,515				-1,515
5,307				5,307
-25				-25
-3,186				-3,186
2,326				2,326
192				192
3,099	0	0	0	3,099

効果額合計	<b>10,827</b>
-------	---------------

10,827	0	0	0	10,827
--------	---	---	---	--------

## 参考：現年度分

水道使用料	301,089	298,745		2,344	99.22%
下水道使用料	16,911	16,905		6	99.96%
学校給食費	60,685	60,461		224	99.63%

99.30%
100.00%
99.04%

-0.08%
-0.04%
0.59%

-241
-7
358

-241				-241
-7				-7
358				358

## 参考：滞納分

水道使用料	3,659	3,068		591	83.85%
下水道使用料	—	—	—	—	—
学校給食費	10,770	684		10,086	6.35%

72.64%
—
5.45%

11.21%
—
0.90%

410
—
97

410				410
—				0
97				97

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

2

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 滞納処分の強化や民事手続の実施

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要															
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額													
平成17年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、下水道課、学校教育課	実施中	20%	—								
具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年2月1日に収納対策プロジェクトチームを発足し、現在、特別収納対策課に引き継ぐための基準づくり及び悪質滞納者のリストアップに取り組んでいます。																														
平成18年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	財政	税務課、会計収納対策課、保険課、建設課、福祉課	実施中	60%	—								
具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年10月より、滞納者への対策として会計収納対策課を設置しました。毎月月初めには税を中心とした徴収対策会議を開催し、また中旬には家賃や保育料等を含めた収納対策会議を開催して、徴収に対する研修や情報交換を行い徴収率の向上にむけ取り組んでいます。平成19年4月末までの町税の差し押さえ件数は7件、1,462千円に対して1,056千円を換価し、残り236千円は分割納付としております。また、町営住宅の滞納に対して明け渡し訴訟1件を行っています。																														
平成19年度																																
具体的取組内容																																
平成20年度																																
具体的取組内容																																
平成21年度																																
具体的取組内容																																



# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

3

■ 数値目標

振替率70% (23.26%増)

■ 具体的改革項目 振替制度の利用促進

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要														
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額												
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、水道課、下水道課	実施中	0%	—						
	具体的取組内容 (H18年6月末)								納付書送付時に「口座振替利用のお願い」チラシを同封し、また、各窓口においても口座振替を口頭でお願いしています。 (資料2-②添付：主な収入の口座振替率一覧表)																						
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	5%	—						
	具体的取組内容 (H19年5月末)								昨年と同様に、納付書送付時に「口座振替利用のお願い」チラシを同封し、役場会計窓口及び税務課窓口においても口頭でお願いしています。また、申請用紙を自由に持ち帰れるように窓口に用意しています。平成19年4月末現在で総件数30,196件に対して振替件数14,466件、47.91%となっており、平成16年度と比較して1.17%増加しています。 (資料添付：主な収入の口座振替率一覧表)																						
平成19年度																															
	具体的取組内容																														
平成20年度																															
	具体的取組内容																														
平成21年度																															
	具体的取組内容																														

主な収入の口座振替率一覧表 (平成18年度実績 平成19年3月現在)

項 目	平成18年度 (平成19年3月)		
	総件数	振替件数	振替率
	A	B	C
町民税 (普通徴収のみ)	3,885	1,169	30.09%
固定資産税	7,018	3,443	49.06%
軽自動車税	6,972	1,215	17.43%
国民健康保険税	4,034	1,814	44.97%
住宅家賃	484	161	33.26%
保育料	370	244	65.95%
水道使用料	6,782	5,789	85.36%
下水道使用料	651	631	96.93%
計	30,196	14,466	47.91%

16年度 (平成17年3月)		
総件数	振替件数	振替率%
D	E	F
3,167	869	27.44%
6,975	3,345	47.96%
6,748	1,251	18.54%
3,918	1,628	41.55%
426	150	35.21%
363	231	63.64%
6,786	5,649	83.24%
291	278	95.53%
28,674	13,401	46.74%

口座振替の 伸び率 % (18-16) G (C-F)
2.65%
1.10%
-1.11%
3.42%
-1.95%
2.31%
2.12%
1.40%
1.17%

年度別振替率 (目標70%)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
30.09%			
49.06%			
17.43%			
44.97%			
33.26%			
65.95%			
85.36%			
96.93%			
47.91%			

対16年度比伸び率 (目標23.26%増)

1.17%			
-------	--	--	--

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 4
■ 数値目標 10,998千円  
 ■ 具体的改革項目 国基準の90%に改定
■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額			個票見直し概要													
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額		うち 支出の増額												
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	福祉課	実施期間前	—	—				18.4.7 個票訂正差替 財政的効果 5,518 ↓ 財政的効果10,998
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	13%	—				
平成19年度	具体的取組内容 (H18年6月末)		保育料の改定に理解を得られるよう保育サービスを拡充するため延長保育を実施し、休日保育についても、実施に向け予算措置を行っています。																									
平成20年度	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年度から21年度までの3年間で国基準の90%に到達するように、19年4月分から保育料の改定を実施しています。また、延長保育や休日保育の保育サービスも引き続き実施しています。19年度では、2,831千円の効果が見込まれます。 (資料添付：保育料改定試算表)																									
平成21年度	具体的取組内容																											

### 保育料改定試算表 (平成21年度に国基準の90%)

※平成19年度保育料差引効果の見込み 児童数はH19年4月現在 (母子・障害・兄弟等も含む)

年齢区分	階層区分		改定前単価	改定後単価			改定前単価による試算					19年度見込み		差引徴収額 改定後 - 改定前	差引効果額 差引 × 12ヶ月	年度別効果額			
	町の基準	国の基準		1年目	2年目	完了	児童数				予定徴収単価	計	予定徴収単価			計	H19年度 見込み	H20年度 2年目	H21年度 3年目
							基準額 徴収	半額	1/10	母子 障害等									
3歳児未満	第1階層	第1階層	0	0	0	0	4				0	0	0	0	0	0	0		
	第2階層	第2階層	8,000	8,100	8,100	8,100	4	5		12	8,000	52,000	8,100	52,650	650	7,800	7,800		
	第3階層	第3階層	17,000	17,100	17,300	17,500	2	3	1	2	17,000	61,200	17,100	61,560	360	4,320	4,320		
	第4階層		19,500	18,700	18,100		5	4			19,500	136,500	18,700	130,900	-5,600	-67,200	-67,200		
	第5階層	第4階層	26,000	26,200	26,400	27,000	4	3			26,000	143,000	26,200	144,100	1,100	13,200	13,200		
	第6階層		30,000	29,000	28,000		9	8			30,000	390,000	29,000	377,000	-13,000	-156,000	-156,000		
	第7階層	第5階層	40,000	40,000	40,000	40,000	4	3	1		40,000	224,000	40,000	224,000	0	0	0		
	第8階層		41,600	41,000	40,500		7	5			41,600	395,200	41,000	389,500	-5,700	-68,400	-68,400		
	第9階層	第6階層	45,600	48,700	51,800	54,900	10	5	1		45,600	574,560	48,700	613,620	39,060	468,720	468,720		
	第10階層	第7階層	58,600	63,000	67,400	72,000	1	1			58,600	87,900	63,000	94,500	6,600	79,200	79,200		
3歳児未満 計							104人					2,064,360		2,087,830	23,470	281,640	281,640円		
3歳児	第1階層	第1階層	0	0	0	0	2				0	0	0	0	0	0	0		
	第2階層	第2階層	6,000	5,800	5,600	5,400	4	1		7	6,000	27,000	5,800	26,100	-900	-10,800	-10,800		
	第3階層	第3階層	14,000	14,200	14,400	14,800	3	2		2	14,000	56,000	14,200	56,800	800	9,600	9,600		
	第4階層		16,500	15,800	15,300		3	1			16,500	57,750	15,800	55,300	-2,450	-29,400	-29,400		
	第5階層	第4階層	23,000	23,400	23,800	24,300	2	2			23,000	69,000	23,400	70,200	1,200	14,400	14,400		
	第6階層		25,280	24,900	24,600		6				25,280	151,680	24,900	149,400	-2,280	-27,360	-27,360		
	第7階層	第5階層	25,280	29,200	33,200	37,300	7	2			25,280	202,240	29,200	335,800	45,080	540,960	540,960		
	第8階層		25,280	29,200	33,200		2	3			25,280	88,480	29,500	118,000	16,880	202,560	202,560		
	第9階層	第6階層	25,280	29,500	33,800	38,200	4				25,280	101,120	29,500	118,000	16,880	202,560	202,560		
	第10階層	第7階層	25,280	29,500	33,800	38,200	2				25,280	50,560	29,500	59,000	8,440	101,280	101,280		
3歳児 計							55人					803,830		870,600	66,770	801,240	801,240円		
4歳児以上	第1階層	第1階層	0	0	0	0	11				0	0	0	0	0	0	0		
	第2階層	第2階層	6,000	5,800	5,600	5,400	7			16	6,000	42,000	5,800	40,600	-1,400	-16,800	-16,800		
	第3階層	第3階層	14,000	14,200	14,400	14,800	10	2		6	14,000	154,000	14,200	156,200	2,200	26,400	26,400		
	第4階層		16,500	15,800	15,300		11	1			16,500	189,750	15,800	181,700	-8,050	-96,600	-96,600		
	第5階層	第4階層	23,000	23,400	23,800	24,300	14				23,000	322,000	23,400	327,600	5,600	67,200	67,200		
	第6階層		25,280	24,900	24,600		23				25,280	581,440	24,900	572,700	-8,740	-104,880	-104,880		
	第7階層	第5階層	25,280	27,700	30,200	32,700	20	1			25,280	518,240	27,700	1,066,450	93,170	1,118,040	1,118,040		
	第8階層		25,280	27,700	30,200		17	2			25,280	455,040	27,700	623,250	54,450	653,400	653,400		
	第9階層	第6階層	25,280	27,700	30,200	32,700	22	1			25,280	568,800	27,700	623,250	8,470	101,640	101,640		
	第10階層	第7階層	25,280	27,700	30,200	32,700	3	1			25,280	88,480	27,700	96,950	8,470	101,640	101,640		
4歳児以上 計							168人					2,919,750		3,065,450	145,700	1,748,400	1,748,400円		
合計							327人					5,787,940		6,023,880	235,940	2,831,280	2,831,280円		

効果額合計	2,831,280円	0円	0円
累積効果額	2,831,280円		

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 5

■ 数値目標 2,925千円

■ 具体的改革項目 施設使用料の有料化及び減免規定の見直し

■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要								
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額						
平成17年度	▲	▲	▲	▲					H17年11月	H18年10月	財政	社会教育課	検討中	20%	—										
	<p>具体的取組内容 (H18年6月末)</p> <p>現在、減免状況及び無料施設の把握を行っています。また、近隣市町の状況を調査し、10月までに検討結果が出せるように取り組んでいます。</p>																								
平成18年度	▲	▲	▲	▲					H17年11月	H18年10月	財政	教育課	検討済	100%	—					19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施					
	<p>具体的取組内容 (H19年5月末)</p> <p>検討の結果、中央公民館施設及び体育施設の使用料金について、町外使用者の使用料を10割増、現在無料の町民グラウンドを町外使用者は有料とします。また、減免では各団体によって異なっていた減額率を2分の1に統一しました。ただし、町内の児童・生徒の団体が使用する場合は無料とします。平成19年3月議会において条例等の整備を行い、19年7月より実施することとします。19年度では、797千円の効果が見込まれます。(資料添付：中央公民館及び体育施設使用料等新旧対照表)</p>																								
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年07月	H22年03月	財政	教育課								
	<p>具体的取組内容</p>																								
平成20年度																									
	<p>具体的取組内容</p>																								
平成21年度																									
	<p>具体的取組内容</p>																								

中央公民館及び体育施設使用料等新旧対照表（中央公民館）

新(改正後)						旧(改正前)					
別表(第11条関係)						別表(第11条関係)					
施設名			使用料		冷暖房使用料	名称	種別	研修室使用料金			
			(1時間当たり)				時刻	9:00~13:00	13:00~18:00	18:00~22:00	
			町内	町外	町内外規定なし			時間	4時間	5時間	4時間
鞍手町中央公民館	1階	研修室4	400円	800円	200円	鞍手町中央公民館	1階	研修室4	600円	800円	1,000円
		母と子の図書室	200円	400円	100円			母と子の図書室	300円	400円	500円
		研修室5(和室1)	400円	800円	200円			研修室5(和室1)	600円	800円	1,000円
		研修室5(和室2)	400円	800円	200円			研修室5(和室2)	600円	800円	1,000円
		茶室	300円	600円	150円			茶室	500円	600円	800円
		調理室	300円	600円	150円			調理室	調理台1台につき500円	調理台1台につき600円	調理台1台につき800円
		調理台(1台)	100円	200円							
	2階	研修室1	1,250円	2,500円	625円	2階	研修室1	2,000円	2,500円	3,500円	
		研修室2	400円	800円	200円		研修室2	600円	800円	1,000円	
		研修室3	300円	600円	150円		研修室3	500円	600円	800円	
		視聴覚室	400円	800円	200円		視聴覚室	600円	800円	1,000円	
	長谷別館	研修室6(24畳)	400円	800円	200円	長谷別館	研修室6(24畳)	600円	800円	1,000円	
研修室7(18畳)		300円	600円	150円	研修室7(18畳)		500円	600円	800円		
備考						冷暖房使用料は、研修室等各部屋使用料の2分の1の額とする。ただし、第12条の規定に該当するときは、これを減免する。					

## 中央公民館及び体育施設使用料等新旧対照表（体育施設）

新(改正後)					旧(改正前)					
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)					
施設名	使用区分	使用料		照明料	施設名	使用区分	使用料	照明料	備考	
		(1時間当たり)					(1時間当たり)			
		町内	町外	町内外規定なし						
浮洲公園野球場		500円	1,000円		浮洲公園野球場	町内	500円	＼		
町立武道館		300円	600円	300円		町外	1,000円	＼		
町立弓道場(1射場)		100円	200円	50円	町立武道館	専用	町内	300円	300円	アマチュアスポーツに使用する場合
町立野球場		1,000円	2,000円	1時間 5,000円			町外	600円	600円	
				2時間 7,000円		個人	町内	1,000円	300円	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
				3時間 9,000円			町外	1,500円	600円	
町民グラウンド(片面)		無料	500円	500円		町内	30円	300円	アマチュアスポーツ以外の専用で使用する場合は、入場料その他これに類する料金の最高入場料又はこれに類する料金に100分の200を乗じた額を加算する。	
町立テニス場(1面当たり)		400円	600円	350円		町外	80円	600円		
総合プール (1回につき)	一般	200円	200円		町立弓道場	個人	町内	100円	50円	高校生以下の使用は2分の1の額とする。
	中学生以下	100円	100円				町外	200円		
町立体育館	アリーナ1/3面	300円	600円	500円		団体	町内	200円		
	ソフトバレーボール1面	100円	200円	500円			町外	300円		
	バドミントン1面	100円	200円	500円						
	卓球台1台	100円	200円	500円						
全館(ステージ含)		1,200円	2,400円	2,000円						

新(改正後)	旧(改正前)				
	専用	500 円			アマチュアスポーツ以外に使用する場合
	町立野球場	町内	1,000 円	1 時間	
		町外	2,000 円	5,000 円 2 時間 7,000 円 3 時間 9,000 円	
	町民グラウンド	半面当たり	無料	500 円	
	町立テニス場	町内	400 円	350 円	
		町外	600 円		
	総合プール	一般	2 時間 200 円	＼	16 歳以上
		子ども	2 時間 100 円	＼	15 歳以下
	町立体育館	アリーナ (1 面)	300 円	500 円	バドミントン、ソフトバレーボール及び卓球の使用料は、1 面につき 100 円とする。
		全館	1,200 円	2,000 円	



# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

6

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 企業誘致の促進と未利用地の処分

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要											
	17		18		19		20						21		合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額									
	開始年月	到達年月																										
平成17年度				▲	▲	▲											H18年04月	H19年03月	財政	総務人權課、産業課、まちづくり対策課	検討中	20%	—					
	<b>具体的取組内容 (H18年6月末)</b> 現在、未利用地の現状を確認しています。整理が出来次第、それぞれにあった活用策を検討することとしています。																											
平成18年度				▲	▲	▲											H18年04月	H19年03月	財政	同上	検討済	100%	—					19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施
	<b>具体的取組内容 (H19年5月末)</b> 検討の結果、室木用地、中山宗春用地、中山鉱害試験地跡用地や小牧用地等の面積の大きい未利用地については、企業や住宅団地の誘致を図ることとし、その他の未利用地については、随時払い下げを行っていくこととします。 現在、企業誘致促進のため、町有地4箇所、民有地7箇所の「企業立地ガイド」を作成し、企業セミナーなどで関係機関へ働き掛けを行っています。平成18年度では、民有地2箇所に鉄鋼業、ユニットハウスメーカーの2社の立地が決定し、着工しています。																											
平成19年度				●	●	●	●	●	●	●	●						H19年04月	H22年03月	財政	同上								
	<b>具体的取組内容</b>																											
平成20年度																												
	<b>具体的取組内容</b>																											
平成21年度																												
	<b>具体的取組内容</b>																											

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

7

■ 数値目標

36,000千円

■ 具体的改革項目 交付基準に基づく各種補助金の見直し

■ 現在までの累積効果額

0千円

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
	平成17年度					●●●●●●●●●●●●●●	H19年04月	H22年03月					財政	総務人權課、住民課、保険課、福祉課、産業課、社会教育課、学校教育課	実施期間前	—	
具体的取組内容 (H18年6月末)	現在、審査シートの検討及び基準の作成をしています。また、関係各課に対象団体の17年度決算書及び予算書、事業報告書等の提出を依頼しています。それらに基づいて審査し、継続・縮減・廃止等に分類し各団体に理解を求めていくこととしています。																
平成18年度					●●●●●●●●●●●●●●	H19年04月	H22年03月	財政	総務人權課、住民課、保険課、福祉課、産業課、教育課	実施中	0%	—					
具体的取組内容 (H19年5月末)	補助金等交付規則及び補助金等交付要綱を制定し、平成19年4月1日より公布しました。平成19年度においては、補助団体への制度の周知と運用方法を確立するため、弾力的に規則を運用することとして、平成20年度の完全実施に向けて、申請、交付決定、交付、実績報告、交付額の確定などの事務手続きを規定に基づき行っていきます。																
平成19年度																	
具体的取組内容																	
平成20年度																	
具体的取組内容																	
平成21年度																	
具体的取組内容																	



## 退職者不補充及び早期退職による効果額集計表

## 退職者不補充による効果

項 目	退職者数	不補充による効果額
平成18年3月末退職者	7人	24,500,000
平成19年3月末退職者	6人	21,000,000
平成20年3月末退職者	—	—
計	13人	45,500,000円

## 年度別効果額

平成18年度実績	平成19年度見込み	平成20年度見込み	平成21年度見込み	合計
24,500,000	24,500,000	24,500,000	24,500,000	98,000,000
—	21,000,000	21,000,000	21,000,000	63,000,000
—	—	—	—	0
24,500,000円	45,500,000円	45,500,000円	45,500,000円	161,000,000円

## 早期退職者による効果

項 目	早期退職者数	早期退職による効果額
平成18年3月末早期退職者	3人	22,834,000
平成19年3月末早期退職者	1人	8,749,000
平成20年3月末早期退職者	—	—
計	4人	31,583,000円

## 年度別効果額

平成18年度実績	平成19年度見込み	平成20年度見込み	平成21年度見込み	合計
22,834,000	12,759,000	12,759,000	12,759,000	61,111,000
—	8,749,000	8,749,000	8,749,000	26,247,000
—	—	—	—	0
22,834,000円	21,508,000円	21,508,000円	21,508,000円	87,358,000円

## 効果額合計

47,334,000円	67,008,000円	67,008,000円	67,008,000円	248,358,000円
-------------	-------------	-------------	-------------	--------------

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

9

■ 数値目標

106,678千円

■ 具体的改革項目 特別職等の給与・報酬等の見直し

■ 現在までの累積効果額

13,510千円

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額			個票見直し概要					
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額						
平成 17 年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年01月	H22年03月	財政	総務人権課	実施中	7%	392千円	392千円			18.4.7 個票訂正差替 資料訂正差替 財政的効果110,419 ↓ 財政的効果106,678	
	具体的取組内容 (H18年6月末) 平成17年12月議会において議決され、現在実施しています。 17年度では392千円の削減効果がありました。また、18年度では13,118千円の削減効果が見込まれます。																				
平成 18 年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年01月	H22年03月	財政	同上	実施中	27%	13,118千円	13,118千円				
	具体的取組内容 (H19年5月末) 平成17年12月議会において議決され、現在実施しています。 18年度では13,118千円の削減効果がありました。19年度では29,600千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付:特別職人件費改定等に関する資料)																				
平成 19 年度																					
	具体的取組内容																				
平成 20 年度																					
	具体的取組内容																				
平成 21 年度																					
	具体的取組内容																				

## 特別職人件費改定等に関する資料

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	説明
四役	現 行	47,077	47,077	47,077	47,077	47,077	235,385	特別職報酬額等審議会答申により平成18年1月1日改定 町 長▲7% 助 役▲5% 収入役▲4% ※平成18年7月1日職代理者が業務執行教育長▲3%
	改定後	46,685	35,721	34,386	34,386	34,386	185,564	
	差 額	-392	-11,356	-12,691	-12,691	-12,691	-49,821	
議会議員	現 行	71,875	75,683	76,235	76,235	76,235	376,263	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 議長等▲2%
	改定後	71,875	74,365	59,770	57,586	57,586	321,182	
	差 額	0	-1,318	-16,465	-18,649	-18,649	-55,081	
非常勤	現 行	30,766	30,766	30,766	30,766	30,766	153,830	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 非常勤特別職等の報酬額等▲1.5%
	改定後	30,766	30,322	30,322	30,322	30,322	152,054	
	差 額	0	-444	-444	-444	-444	-1,776	
合計	現 行	149,718	153,526	154,078	154,078	154,078	765,478	
	改定後	149,326	140,408	124,478	122,294	122,294	658,800	
	差 額	-392	-13,118	-29,600	-31,784	-31,784	-106,678	
説明		【四役】 報酬等審議会の答申による四役の改定分3月分の減額分 【議員】 議員数16名分(欠員1名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役の廃止による削減 【議員】 欠員補充による増額(議員数17名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役の廃止による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役の廃止による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役の廃止による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役の廃止による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 10

■ 数値目標 610,944千円

■ 具体的改革項目 公共事業（町単独土木事業費）の抑制

■ 現在までの累積効果額 165,970千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち	うち	うち		
													支出の削減	収入の増額	支出の増額		
平成17年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課 建設課	実施中	16%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っています。 18年度では、目標を26,185千円上回る190,046千円の削減効果が見込まれます。 (資料2-③添付：町単独土木事業各年度事業費)														
平成18年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	財政	同上	実施中	41%	165,970千円	165,970千円				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っています。 平成18年度では165,970千円の削減効果がありました。平成19年度では171,946千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：町単独土木事業各年度事業費)														
平成19年度																	
	具体的取組内容																
平成20年度																	
	具体的取組内容																
平成21年度																	
	具体的取組内容																

## 町単独土木事業 各年度事業費

(単位:千円)

集中改革プラン策定時の 削減目標と実施済額		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		合 計	
		プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン策定時 削減目標額	実施済含む 見込み額
財政シミュレーション による投資的経費の額 (町単独土木事業費分) A		247,046		263,046		212,046		200,046		922,184	
町 単 独 事 業 費	道 路 橋 梁 費	50,671	45,130	65,671	20,000	23,871		50,871		191,084	139,872
	道 路 新 設 改 良 費	10,000	0	10,000	56,100	10,000		10,000		40,000	76,100
	治 水 堤 防 費	4,000	10,931	4,000	5,000	4,000		4,000		16,000	23,931
	用 排 水 路 費	18,514	25,015	15,214	10,000	15,214		15,214		64,156	65,443
	計 B	83,185	81,076	94,885	91,100	53,085		80,085		311,240	305,346
削減目標額 A-B		163,861	165,970	168,161	171,946	158,961		119,961		610,944	616,838





## 敬老祝い金に関する対象者及び交付金額の推移

(単位：円)

改正後		18年度実績		19年度見込み		20年度見込み		21年度見込み	
年齢	祝い金	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80歳	10,000	181	1,810,000	165	1,650,000	164	1,640,000	192	1,920,000
85歳	10,000	87	870,000	104	1,040,000	113	1,130,000	134	1,340,000
90歳	15,000	42	630,000	57	855,000	67	1,005,000	71	1,065,000
95歳	15,000	13	195,000	22	330,000	36	540,000	48	720,000
100歳以上	20,000	10	200,000	16	320,000	20	400,000	30	600,000
合計 ①		333	3,705,000	364	4,195,000	400	4,715,000	475	5,645,000

改正前		18年度		19年度		20年度		21年度	
年齢	祝い金	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80～89歳	5,000	1,065	5,325,000	1,173	5,865,000	1,270	6,350,000	1,391	6,955,000
90歳以上	7,000	252	1,764,000	309	2,163,000	376	2,632,000	447	3,129,000
合計 ②		1,317	7,089,000	1,482	8,028,000	1,646	8,982,000	1,838	10,084,000

比較 (①-②)		△ 3,384,000		△ 3,833,000		△ 4,267,000		△ 4,439,000
----------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------

(注意：対象者数の増減は、転居及び死亡等の理由により推計できないため、平成18年9月1日現在の人口を年度ごとに計上)

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

12

■ 数値目標

87,310千円

■ 具体的改革項目 投資的経費の削減

■ 現在までの累積効果額

32,136千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額			個票見直し概要																						
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額		うち 支出の増額																					
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課、総務人権課、建設課、産業課、まちづくり対策課、福祉課、学校教育課	実施中	-59%	—										
	具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年度当初予算において、必要な事業、緊急を要する事業のみを精査し計上を行っていますが、労働費が増額となっているため、結果としてマイナス効果を見込んでいます。 (資料2-④添付：主要事業実施計画総括年度別集計表)																																		
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課、総務人権課、建設課、産業課、まちづくり対策課、福祉課、教育課	実施中	55%	32,136千円	32,136千円				19.5.18 個票訂正差替 資料訂正差替 財政的效果101,470 ↓ 財政的效果 87,310					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		個票の見直しを行い、財政的效果の算出方法を変更し、一般財源持出し額の削減による効果としました。 結果、18年度では労働費が増加したものの、一般財源持出し額としては32,136千円の削減効果がありました。 また、平成19年度当初予算においても、必要な事業、緊急を要する事業のみを精査し計上を行っており、31,200千円の効果が見込まれます。(資料添付：投資的経費の年度別集計表)																																		
平成19年度																																					
	具体的取組内容																																				
平成20年度																																					
	具体的取組内容																																				
平成21年度																																					
	具体的取組内容																																				

## 投資的経費の年度別集計表 (主要事業実施計画総括表)

(単位:千円)

集中改革プラン策定時の 削減目標と実施済額		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		合計	
		プラン 策定時 予定事業費	実施済額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン 策定時 予定事業費	現予算額	プラン策定時 削減目標額	実施済含む 見込み額
財政シミュレーション による投資的経費の額 A (町単独土木事業費除く)	事業費	291,790		36,200		11,000		11,000		349,990	
	うち一般 財源持出	114,790		36,200		11,000		11,000		172,990	
実施 予定 主要 事業	労働費 (特定地域開発就労事業)	事業費	177,000	582,936						177,000	582,936
		うち一般 財源持出	14,160	64,697						14,160	64,697
	消防費	事業費	11,000	8,610	11,000	5,000	11,000		11,000	44,000	35,610
		うち一般 財源持出	11,000	8,610	11,000	5,000	11,000		11,000	44,000	35,610
	教育費	事業費	27,520	29,050						27,520	29,050
		うち一般 財源持出	27,520	9,347						27,520	9,347
	計 B	事業費	215,520	620,596	11,000	5,000	11,000	0	11,000	248,520	647,596
		うち一般 財源持出	52,680	82,654	11,000	5,000	11,000	0	11,000	85,680	109,654
	削減目標額 A-B	事業費	76,270	-328,806	25,200	31,200	0		0	101,470	-297,606
		うち一般 財源持出	62,110	32,136	25,200	31,200	0		0	87,310	63,336

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 13  
 ■ 具体的改革項目 職員提案制度の導入

■ 数値目標 —  
 ■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成 17 年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	総務人權課	実施中	20%	—				
具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年2月24日に第一回特別提案募集を開始し、現在、提出された提案を調整しています。																	
平成 18 年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	同上	実施中	60%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)		採用された提案には職員の意識改革に関するものが多く、服務全般や携帯電話の使用について周知を図り、指導を行いました。また、「講師、講演料の消費税について」の提案に基づき、講師の講演料を外税から内税方式に変更(5%減)し、予算要求を行いました。平成19年度では363千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：第1回特別提案募集 採用提案一覧)																	
平成 19 年度																			
具体的取組内容																			
平成 20 年度																			
具体的取組内容																			
平成 21 年度																			
具体的取組内容																			

## 第1回特別提案募集 採用提案一覧

提案件名	提案内容の概略
わかりやすい会話や文書で行政から住民に歩み寄ろう	住民に対しての会話や文書において使用する役所言葉、略語、専門用語などは、言い替えや読み替えによって使用した方が理解を求めやすい場合があるので、若手職員を中心に読み替え一覧表を作成してはどうか。
携帯電話の就業時間内使用について	就業時間内の携帯電話の使用について、禁止、制限あるいはマナーの徹底などルールを作ってはどうか。
節約意識と備品の一括管理 職員の意識改革	冷暖房の温度設定や昼休みの消灯など、節約意識が希薄になっているのではないかと。また職員の節約意識向上のため、消耗品や備品を一括管理してはどうか。
料金支払いをもっと便利に！回数券またはカード（キャッシュレス）	町の施設では、土・日曜、祝祭日には利用料を納めることができないので、利用者に使用料金を一括して納付していただき、回数券またはカードを購入していただくことで、利便性の向上を図ってはどうか。
県主催の研修会への強制的参加	県主催研修に参加する職員と、参加しない職員の能力差による二極化を防ぐため、現状の希望制ではなく、強制的な参加割り当てをおこなって、職員の資質向上を図ってはどうか。
各種宣伝媒体の作成	ホームページの活用や福祉バスへの宣伝用掲示板設置などにより、町から住民への情報提供手段を充実させるとともに、経費捻出のため、町内外の業者の広告を有料で掲載してはどうか。
講師、講演料の消費税について	大多数の講師は消費税の申告納付対象者ではないため、消費税が個人の収入になっている現状から、外税方式で支払っている講師料にかかる消費税については、総額表示による内税方式としてはどうか。
プロジェクトチームの常置〔一人より二人、二人より多くの見識（人材育成）〕	専門外の各種検討委員会等に関わる職員に積極性が感じられないので、将来に向けた人材育成の一環として、管理職ではなく各セクションの中堅職員で、サブ的な検討委員会を組織してはどうか。
全職員で住民からの提言等を共有し「意識改革」を！	「町長へのはがき」、「行政相談（HP）」などは、関係課室局以外の職員の多くは『どのような提言等があり、どのように対応したのか』を知らないのが実情であるので、提言やその対応等をデータベース化することで、全職員が共有できる環境を整備してはどうか。
職員のみだしなみ、態度の改善は住民サービスにつながる	開庁時には出勤途中、閉庁時前に帰宅の準備完了、大声で私用のおしゃべり、スリッパで廊下を歩くなど、最近、職員の勤務態度が低下しているのではないかと。そこで、申請書類の処理までの時間、職員の言葉づかい・態度・説明・用件の済むまでの時間などを調査して、サービスの改善に活用するため、住民サービスを町民が直接評価する「行政サービス評価制度」を導入してはどうか。

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 14  
 ■ 具体的改革項目 決裁規程の見直し

■ 数値目標 副町長決裁 収入2900件 支出15000件削減  
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要	
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額			
	平成17年度		●●●●					H18年04月					H19年03月	行政運営	総務人權課	実施中		0%
具体的取組内容 (H18年6月末)		各課局長への権限委譲範囲の素案を作成しました。平成19年4月から、収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、政令により具体的事項が決まり次第、再度、素案の見直しを行い、実施に移行する予定としています。																
平成18年度		●●●●					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	実施中	20%	—					19.4.1 個票見直し 到達年月H19.3 ↓ 到達年月H22.3
具体的取組内容 (H19年5月末)		各課局長への権限委譲範囲の素案、財務規則の改正案の作成は済んでいますが、職員の不適正な事務処理が明らかとなったことから、職員の意識改革を先行する必要があります。時期を見極め、実施に移行します。																
平成19年度		●●●●		●●●●●●●●			H18年04月	H22年03月	行政運営	同上								
具体的取組内容																		
平成20年度																		
具体的取組内容																		
平成21年度																		
具体的取組内容																		

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

- 連番 15
- 数値目標 —
- 具体的改革項目 事務処理の一元化
- 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成 17 年度		●●●●				H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人權課	実施中	0%	—				
具体的取組内容 (H18年6月末)		人件費の支払い事務処理の一元化について協議中です。														
平成 18 年度		●●●●				H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	実施中	0%	—				19.4.1 個票見直し 到達年月H19.3 ↓ 到達年月H22.3
具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年度中に、給与費支払事務決裁の一元化を試行実施する予定でしたが、予算差引簿のあり方について協議する必要が生じたため、実施には至りませんでした。そのため実施期間を延長し、一元化できる事務の抽出や、一元化した場合の予算差引簿の仕組み及び取り扱いについて検討した上で、実施に移行していくこととします。														
平成 19 年度		●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●				H18年04月	H22年03月	行政運営	同上							
具体的取組内容																
平成 20 年度																
具体的取組内容																
平成 21 年度																
具体的取組内容																



# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

16

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

電算システムの活用促進

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
	平成 17 年度	●	●	●	●			H18年01月					H19年03月	行政運営	総務人權課	実施中	
具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年1月に職員より案件の募集を実施しました。要望件数は88件あり、うち処理済25件、作業中25件、S E依頼11件、検討中8件、対応不可19件となっています。															
平成 18 年度	●	●	●	●			H18年01月	H19年03月	行政運営	同上	実施済	100%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年1月の要望件数88件のうち、採択69件、追加要望22件、現在処理済73件、作業中13件、S E依頼8件、検討中1件となっており、十分な効果を創出していると考えています。今後も継続した取り組みとして、事務の省力化を図っていきます。															
平成 19 年度																	
具体的取組内容																	
平成 20 年度																	
具体的取組内容																	
平成 21 年度																	
具体的取組内容																	

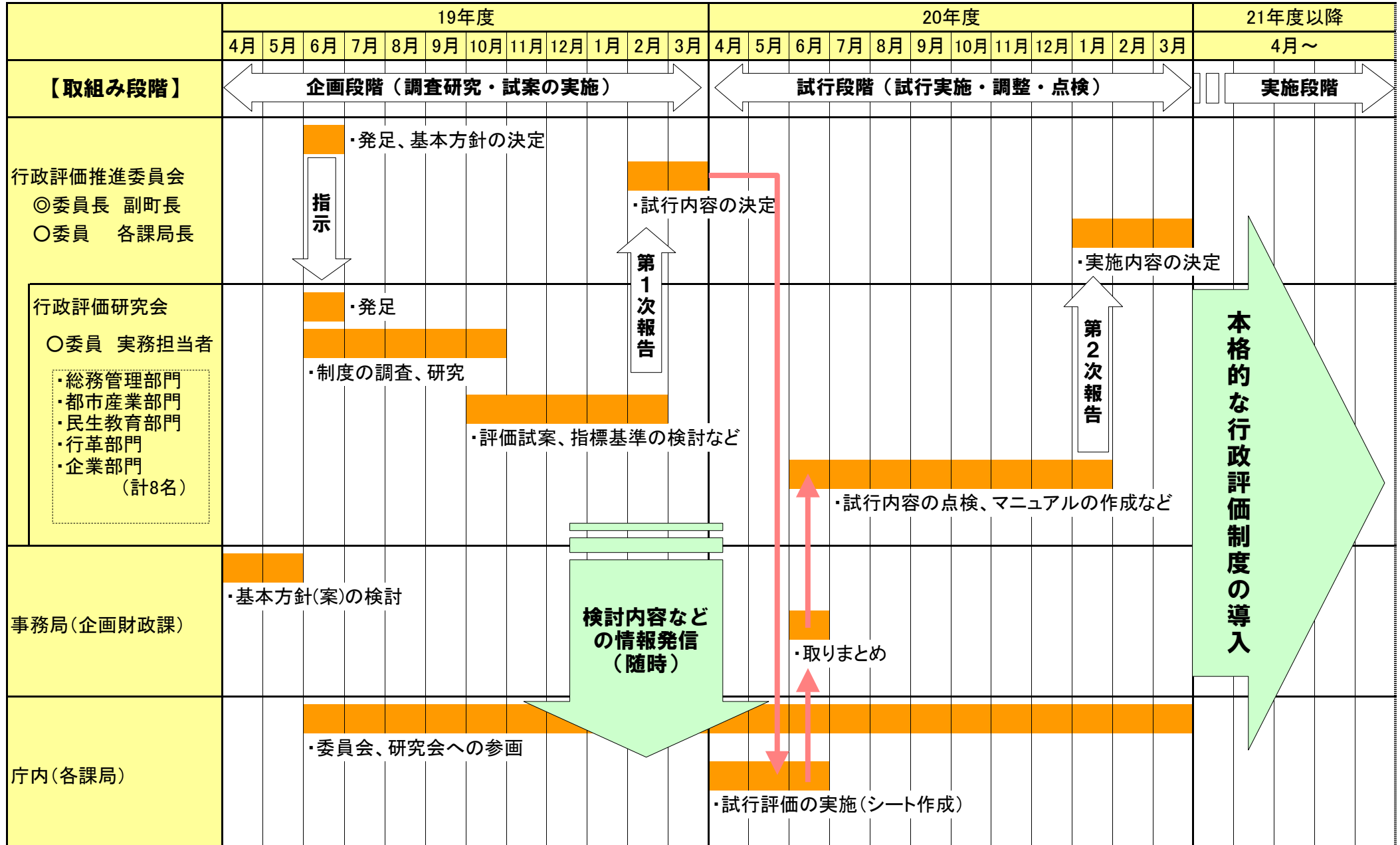
# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 17  
 ■ 具体的改革項目 行政評価の導入

■ 数値目標 —  
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要					
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額			
平成 17 年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	—						
	具体的取組内容 (H18年6月末)								現在、資料収集中です。													
平成 18 年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—					19.6.4 個票追加 検討 ↓ 実施	
	具体的取組内容 (H19年5月末)								検討の結果、「成果を重視した行政運営」「行政情報の共有化」「財源の有効活用と職員の意識改革」を目的として、行政評価(事務事業評価)を導入することとします。具体的には、庁内に副町長を委員長とする行政評価推進委員会と、実務担当で構成する行政評価研究会を設置し、平成19年度を企画段階、平成20年度を試行段階、平成21年度以降を実施段階として、職員の手による制度設計及び運営を図っていくこととします。(資料添付：行政評価制度導入までの主な流れ)													
平成 19 年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年06月	H22年03月	行政運営	同上					
	具体的取組内容																					
平成 20 年度	具体的取組内容																					
平成 21 年度	具体的取組内容																					

# 行政評価制度導入までの主な流れ



# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 18

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 住民ニーズの把握

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成17年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H18年6月末) 現在、資料収集中です。また、出前講座や住民懇談会等について検討をしています。											20%	—						
平成18年度			▲	▲	▲														
	具体的取組内容 (H19年5月末) 検討の結果、現在行っている「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も継続して実施し、さらに住民懇談会（町政懇談会）及び出前講座を実施することで、行政としての説明責任を果たしながら、住民ニーズの把握に努めることとします。 具体的には、平成19年5月より町政懇談会を実施して、町政の報告と住民の意見、要望を把握します。また、出前講座については実施要領（案）を作成しており、町政懇談会終了後に実施に移行することとします。											100%	—				19.4.26 個票追加 検討 ↓ 実施		
平成19年度					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	具体的取組内容																		
平成20年度																			
	具体的取組内容																		
平成21年度																			
	具体的取組内容																		

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 19

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 住民にわかりやすい案内図やサインの設置

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額			個票見直し概要													
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額		うち 支出の増額												
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額		うち 支出の増額												
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	20%	—				
具体的取組内容 (H18年6月末)		現在設置している案内図やサインについて、来庁者に対して平成18年6月30日まで満足度アンケート調査を実施しています。																										
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	60%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年6月6日から平成18年6月30日まで実施したアンケート調査では、案内図を見るよりも職員に尋ねる場合が多いという結果でした。そのため現状の表示方法は変更せず、来庁者への職員による案内を徹底していくこととします。また、来庁者に対し職員であることをより分かりやすくするために、平成19年4月1日から名札を変更し、顔写真を付した職員証を名札兼用として常に着用しています。(資料添付：来庁者アンケート調査の結果について)																										
平成19年度																												
具体的取組内容																												
平成20年度																												
具体的取組内容																												
平成21年度																												
具体的取組内容																												

## 来庁者アンケート調査の結果について

- 1 調査名 連番 19 「住民に分かりやすい案内図やサインの設置」に関する調査
- 2 実施日 平成 18 年 6 月 6 日（火）～6 月 30 日（金）まで
- 3 設置場所 庁舎内 各課室
- 4 回収枚数 52 枚（男性 19 枚 女性 33 枚）
  - ・住民課10枚 ・保険課8枚 ・福祉課5枚 ・税務課15枚 ・下水道課5枚
  - ・水道課4枚 ・議会事務局0枚 ・総務人権課0枚 ・建設課2枚
  - ・まちづくり対策課2枚 ・企画財政課0枚 ・産業課1枚 ・農業委員会0枚

### 5 アンケート調査の分析

問 1 役場の目的の課まで迷わずに来られましたか？

- ア いいえ 11 人（21.2%）
- |       |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|
| 男性の回答 | 5 人（ | 40代① | 50代① | 60代② | 70代① |
| 女性の回答 | 6 人（ | 30代② | 40代① | 50代② | 60代① |
- イ はい 41 人（78.8%）
- |       |           |      |      |      |      |      |
|-------|-----------|------|------|------|------|------|
| 男性の回答 | 14 人（20代② | 40代② | 50代⑥ | 60代① | 70代③ |      |
| 女性の回答 | 27 人（20代③ | 30代⑦ | 40代⑦ | 50代⑤ | 60代④ | 70代① |

問 2 問 1 の設問で「ア いいえ」に○をされた方にお尋ねします。

- ア 案内図（サイン）を見て目的の課までに来た。 1 人  
（ア・イ両方の方が 1 人）
- イ 職員に尋ねて目的の課までに来た。 11 人

※ 迷われた来庁者のうち、ほとんどの方はサインを見ていない。

問 3 問 2 の設問で「ア案内図（サイン）を見て目的の課までに来た」方にお尋ねします。

- ア 案内図（サイン）でわかった
- イ 案内図（サイン）は少しわかりにくかった
- ウ 案内図（サイン）を見てもわからなかった

※ この問に対する回答の人はいない。

問 4 問 2 の設問で「イ 職員に尋ねて目的の課までに来た」方にお尋ねします。そのときの職員の対応はどうでしたか？

- ア よかった 11 人  
意見として ・とても親切に対応していただきました。大変助かりました。（福祉課）  
・電話での質問にもていねいに答えて頂きました。（住民課）
- イ あまりよくなかった 0 人
- ウ よくなかった 0 人

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 20

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 申請手続きの改善

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)							担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額				
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月												
平成 17 年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課	実施中	40%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		印鑑証明書（交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請）、住民票と戸籍、転入・転出（国民健康保険、国民年金、水道、し尿、児童手当）申請について、平成18年4月1日より一元化を実施しています。																
平成 18 年度	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	80%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		印鑑証明書（交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請）、住民票と戸籍、転入・転出（国民健康保険、国民年金、水道、し尿、児童手当）異動申請について、平成18年4月1日より一元化を実施しています。																
平成 19 年度																			
	具体的取組内容																		
平成 20 年度																			
	具体的取組内容																		
平成 21 年度																			
	具体的取組内容																		

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

21

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 時間外窓口の設置

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額			個票見直し概要							
	17		18		19		20						21		開始年月		到達年月	合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度			●	●	●							H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課	実施中	40%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		住民課及び税務課の証明関係の申請事務に対応するよう、毎週木曜日午後5時15分より午後7時まで、平成18年4月1日の週より実施しています。																				
平成18年度			●	●	●							H18年04月	H19年03月	組織機構	同上	実施中	60%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年1月より会計収納対策課においても開始し、税のほか、住宅家賃、保育料、水道料及び下水道使用料が収納できるよう対応しました。試行期間内に実施したアンケート調査では、現状のとおり実施したほうがよいという結果が出ましたので、条件整備を行い継続して実施していくこととします。(資料添付：時間外窓口に関する利用者用件別状況等調)										19.4.1 個票見直し 到達年月H19.3 ↓ 到達年月H22.3										
平成19年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	同上								
	具体的取組内容																						
平成20年度																							
	具体的取組内容																						
平成21年度																							
	具体的取組内容																						



## 時間外窓口に関する利用者用件別状況等調

## ■利用者用件別状況

住 民 課	
各種証明	168件
異動に関する届等	13件
戸籍に関する届等	8件
印鑑登録等	19件
外人登録等	2件
計	210件

税 務 課	
税の納付	73件
税の証明	22件
納税相談	14件
申告・その他	25件
電話問合せ等	9件
計	143件

## ■アンケート集計表（実施日時：平成18年4月6日～平成19年3月31日）

問1. 開設日は何曜日がいいですか。

区 分	人数(人)	割合(%)
月曜日	2	2.0
火曜日	0	—
水曜日	3	2.9
木曜日	84	82.4
金曜日	2	2.0
土曜日	3	2.9
土曜日（月1回）	1	1.0
日曜日（毎週でなくてよい）	1	1.0
土曜日・日曜日・祝日	1	1.0
その他（曜日指定なし）	5	4.9
計	102人	100.0%

問4. 窓口延長をどのようにして知りましたか。

区 分	人数(人)	割合(%)
町の広報誌	49	48.0
町のホームページ	7	6.9
知人から	25	24.5
役場に電話して	8	7.8
窓口で聞いた	5	4.9
役場玄関のポスター	3	2.9
その他	5	4.9
計	102人	100.0%

問2. どのくらい窓口を延長したほうがいいですか。

区 分	人数(人)	割合(%)
午前7時30分から	2	2.0
午後6時まで	0	—
午後7時まで	73	71.6
午後8時まで	20	19.6
午後9時まで	6	5.9
土曜日の午前中	1	1.0
計	102人	100.0%

- ・窓口を延長して助かる
- ・仕事帰りに手続きができたので助かりました。
- ・税金の振込銀行が知りたい。
- ・延長があるので、すごく助かる。

問3. 開設する課あるいはどのような  
住民サービスを延長した方がいいですか。

区 分	人数(人)	割合(%)
住民課・税務課	81	79.4
保険課	3	2.9
その他（課の指定なし）	1	1.0
その他（空欄）	17	16.7
計	102人	100.0%

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

22

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 行政情報の公表公開

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		▲▲▲▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、資料収集中です。														
平成18年度		▲▲▲▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、「連番17 行政評価の導入」により、行政評価制度の運用を通じて評価結果を公表（行政情報の共有化）することと、「連番18 住民ニーズの把握」の住民懇談会及び出前講座を開催（説明責任の確保遂行）するという取組によって、行政運営の透明性の確保を図ることとします。														
平成19年度																	
	具体的取組内容																
平成20年度																	
	具体的取組内容																
平成21年度																	
	具体的取組内容																

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 23  
 ■ 具体的改革項目 住民参画の推進

■ 数値目標 —  
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)								現在、資料収集中です。											
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)								検討の結果、「連番23 住民参画の推進」、「連番24 住民団体の育成・支援」の項目は、協働の根幹となる部分であり、協働とは、住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義しています。そのための第1段階として、「連番33 附属機関の見直し」において、住民参画の推進を進めることによって、住民意見の反映を図る機会を創出することとします。											
平成19年度																				
	具体的取組内容																			
平成20年度																				
	具体的取組内容																			
平成21年度																				
	具体的取組内容																			

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

24

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

住民団体の育成・支援

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要				
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、資料収集中です。																		
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、「連番23 住民参画の推進」、「連番24 住民団体の育成・支援」の項目は、協働の根幹となる部分であり、協働とは、住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義しています。そのための第1段階として、「連番33 附属機関の見直し」において、住民参画の推進を進めることによって、住民意見の反映を図る機会を創出することとします。																		
平成19年度	具体的取組内容																				
平成20年度	具体的取組内容																				
平成21年度	具体的取組内容																				

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 25  
 ■ 具体的改革項目 課室局の統廃合

■ 数値目標 町長部局4課削減  
 ■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要										
	17		18		19		20						21		合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額								
	開始年月	到達年月																									
平成17年度			●	●	●	●	●	●									H18年04月	H20年04月	組織機構	総務人権課	実施中	25%	—				
具体的取組内容 (H18年6月末)	実施計画に基づき実施しています。まず平成18年4月1日付で産業課長が農業委員会事務局長を兼務、人権推進課と総務課を統合し総務人権課（1課削減）に、また、建設課長退職に伴い建設課長がまちづくり対策課長を兼務しています。																										
平成18年度			●	●	●	●	●	●									H18年04月	H20年04月	組織機構	同上	実施中	25%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)	平成19年4月1日付けで、教育委員会事務部局の学校教育課と社会教育課を統合して教育課としました。																										
平成19年度																											
具体的取組内容																											
平成20年度																											
具体的取組内容																											
平成21年度																											
具体的取組内容																											

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

26

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

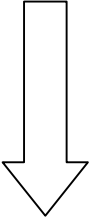
グループ制の導入

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要						
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額								
平成17年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施期間前	—	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、導入に向けての作業を行っています。																				
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		「連番25 課室局の統廃合」の再編に合わせ、平成20年4月より完全実施することとしました。 なお準備・調整期間として、平成18年11月1日から係付けの人事配置を廃止し、医療職等を除く職員全員を課付けとして、課内の人事異動については課長権限により行えるように運用しています。 (資料添付：グループ制の導入と組織機構改革の今後のスケジュールとその内容)																				
平成19年度																							
	具体的取組内容																						
平成20年度																							
	具体的取組内容																						
平成21年度																							
	具体的取組内容																						

## グループ制の導入と組織機構改革の今後のスケジュールとその内容

月 日	項 目	内 容
平成18年11月1日	グループ制の効果の導入	グループ制の効果の一つである「横断的で柔軟な人事異動による効率的な事務処理体制の確立」を導入します。具体的には、係制は残し、課内の人事異動については課長権限により行えるようにします。そのために現行係付けとなっている係長（兼務係長を含む）以下の職員は、課付きに改めます。
	完全グループ制までの試行期間および組織機構改革実施までの最終調整期間	18年11月1日から20年3月31日までは、20年4月1日からの班制による完全グループ制までの試行期間とします。 また、町長部局12課25係を8課15班とする組織機構改革の準備・最終調整期間とします。この期間において8課それぞれにおける所掌事務について最終調整確認を行います。 そして、20年4月1日から完全グループ制の導入と機構改革が混乱なく実施できるようにする期間とします。
平成20年4月1日	機構改革と完全グループ制の導入	町長部局8課15班と完全グループ制の実施となります。

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 27

■ 数値目標                     —                    

■ 具体的改革項目 特別収納対策課の設置

■ 現在までの累積効果額                     —                    

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要											
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額													
平成17年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人權課	実施期間前	—	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		10月1日に設置できるよう、担当課職員による「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討をしています。																									
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	同上	実施済	100%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年10月1日付けで、会計と特別収納対策の事務を所掌する会計収納対策課を設置しました。「連番2 滞納処分の強化や民事手続の実施」に記載しているとおり、税に対する差押えや住宅家賃に対する退去勧告など収納強化に取り組んでいます。																									
平成19年度																												
	具体的取組内容																											
平成20年度																												
	具体的取組内容																											
平成21年度																												
	具体的取組内容																											



# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 28

■ 数値目標 普通会計職員18名減員

■ 具体的改革項目 業務量に応じた適正配分

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要				
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額		
	●	●	●	●	●	●	●	●													
平成17年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年10月	H22年03月	組織機構	総務人權課	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		各課より事務量測定調査表(集計表)を提出してもらい、計画原案を作成し、調整作業を行っています。																		
平成18年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年10月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	67%	—					19.3.31 個票見直し 指標数値なし ↓ 指標数値18名減員
	具体的取組内容 (H19年5月末)		事務量測定調査結果により計画原案を作成し、平成18年3月29日付けで「第4次鞍手町定員適正化計画」を策定しました。計画では、平成17年4月現在の普通会計職員156名を138名として、18名(▲11.5%)の減員を図ることを目標としています。平成19年4月1日現在の普通会計職員数は144名であり、12名(▲7.7%)の減員となっています。 (資料添付:部門別職員数の推移)																		
平成19年度																					
	具体的取組内容																				
平成20年度																					
	具体的取組内容																				
平成21年度																					
	具体的取組内容																				

## 部門別職員数の推移

区 分 部 門			4月1日現在職員数（人）					対前年増減数（人）					対17 増減	
			平17	平18	平19	平20	平21	平22	平18	平19	平20	平21		平22
普通会計	一般行政	議会	3	3	3									0
		総務	37	35	36				-2	1				-1
		税務	13	13	9					-4				-4
		労働												0
		農林水産	9	8	7				-1	-1				-2
		商工	2	2	2									0
		土木	17	17	19					2				2
		民生	46	43	41				-3	-2				-5
		衛生	11	11	11									0
		小計	138	132	128	0	0	0	-6	-4	0	0	0	-10
	特別行政	教育	18	18	16					-2				-2
普通会計 合計		156	150	144	0	0	0	-6	-6	0	0	0	-12 ▲7.7%	
公営企業等会計	公営企業等会計	病院	152	145	139				-7	-6				-13
		水道	11	11	11								0	
		下水道	6	6	5					-1			-1	
		その他	29	26	26				-3				-3	
	公営企業等会計 合計		198	188	181	0	0	0	-10	-7	0	0	0	-17 ▲8.6%
総合計		354	338	325	0	0	0	-16	-13	0	0	0	-29 ▲8.2%	

※「地方公共団体定員管理調査」の調査要領により分類し、特別行政部門の職員数は、教育長を除いた職員数を計上。

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 29

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 収入役を置かない事務体制の構築

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額
平成 17 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	18.5.19 個票見直し 収入役事務の兼掌 ↓ 収入役を置かない 事務体制の構築		
	具体的取組内容 (H18年6月末)								収入役の任期満了後は、助役が収入役事務を兼掌することとしていましたが、平成19年4月から、収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、特別職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置することとなりました。平成19年3月31日まで収入役職務代理者を置く方が、同年4月1日以降設置する会計管理者への移行を、業務に支障なく行うことができるため、収入役の任期満了に伴い、職務代理者で対応しています。 (資料2-⑤添付：改正地方自治法による会計事務と行財政改革による収納対策事務を一体的に所掌する部署の設置について)										
平成 18 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	具体的取組内容 (H19年5月末)								収入役の任期満了後は、職務代理者として対応してきましたが、平成19年4月1日から収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されたため、一般職の会計管理者を設置し、職務代理者からの移行を行いました。										
平成 19 年度																			
	具体的取組内容																		
平成 20 年度																			
	具体的取組内容																		
平成 21 年度																			
	具体的取組内容																		

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

30

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 女性職員の管理職登用

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。														
平成18年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年06月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		人材育成基本方針に基づき、「連番32 昇格資格試験制度の導入」を実施していくことで、性別にとらわれない管理職登用を推進していくこととしています。														
平成19年度																	
	具体的取組内容																
平成20年度																	
	具体的取組内容																
平成21年度																	
	具体的取組内容																

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

31

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

異動希望自己申告制度の導入

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。														
平成18年度		●●●●●	●●●●●	●●●●●	●●●●●	H18年06月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	40%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		人材育成基本方針に基づき、平成18年12月25日付で「職員異動に関する自己申告制度実施要綱」を制定しました。今年度は初回であることから、全職員（課室局長、医療職（一）及び（二）を除く。）に自己管理目標を記入した申告書を提出させ、職員の意識把握を行いました。														
平成19年度																	
	具体的取組内容																
平成20年度																	
	具体的取組内容																
平成21年度																	
	具体的取組内容																

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 32

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 昇格資格試験制度の導入

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		●●●●●●●●●●●●●●●●				H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人權課	実施中	0%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。														
平成18年度		●●●●●●●●●●●●●●●●				H18年06月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	20%	—					
	具体的取組内容 (H19年5月末)		人材育成基本方針に基づき、昇格資格試験制度の構築に向けた準備作業を行っています。														
平成19年度																	
	具体的取組内容																
平成20年度																	
	具体的取組内容																
平成21年度																	
	具体的取組内容																

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

33

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 附属機関の見直し

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度		▲▲▲▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	検討中	20%	—				
	具体的取組内容 (H18年6月末)		現在、資料収集及び附属機関設置要領について検討をしています。														
平成18年度		▲▲▲▲					H18年04月	H19年03月	行政運営	同上	検討済	100%	—				19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、平成19年度中に制定する附属機関設置に関する要領に基づき、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、また、協働のまちづくりへの第1段階として、公募等による住民の段階的な行政への参加を促進し、運営の適正化・効率化を図ることとします。														
平成19年度					●●●●●●●●●●●●●●		H19年08月	H22年03月	行政運営	同上							
	具体的取組内容																
平成20年度																	
	具体的取組内容																
平成21年度																	
	具体的取組内容																





## 鞍手町人材育成基本計画の進捗状況

基本方針の柱		実施項目	関連個票	18年度	19年度	20年度	21年度		
新時代に求められる職員像	新時代に向けた人材育成制度	1 能力評価の実施		▲ 検討	○	●	⇒	上段は 計画 ▲検討 ○試行 ●実施  下段は 進捗状況	
		2 業績評価の実施		▲ 検討	○	●	⇒		
		3 評価基準の公表と自己評価制の導入		▲ 検討	○	●	⇒		
		4 面談及び評価に関するフィードバックの導入		▲ 検討	○	●	⇒		
		5 評価者研修の実施		▲ 検討	○	●	⇒		
		6 昇格資格試験制度の導入	連番32	●(要綱) 検討	●(試験)	⇒	⇒		
		7 経歴管理と自己申告制度の導入	連番31	● 実施	⇒	⇒	⇒		
		8 男女間格差のない人事配置(女性管理職)の推進	連番30	● 検討	⇒	⇒	⇒		
		9 能力・業績を反映した昇給制度への移行		▲ 検討	○	●	⇒		
	職員を育てる研修制度	10 自己啓発を支援する制度の確立		▲ 検討	●	⇒	⇒		
		11 職員提案制度の導入	連番13	● 実施	⇒	⇒	⇒		
		12 人事評価制度を活用したOJTの推進		▲ 検討	○	●	⇒		
		13 各職場でのOJTの推進		● 実施	⇒	⇒	⇒		
		14 福岡県市町村職員研修所との連携		● 実施	⇒	⇒	⇒		
		15 中央研修所での研修		▲ 申込み	●	⇒	⇒		
		16 人事交流・派遣研修	連番35	● 申込み	⇒	⇒	⇒		
	職員を育てる職場環境の醸成	職場環境づくり	17 業務の向上意欲		● 実施	⇒	⇒		⇒
			18 自己啓発意欲		● 実施	⇒	⇒		⇒
			19 管理監督者としての姿勢		● 実施	⇒	⇒		⇒
			20 能力・意欲を十分発揮できる職場環境づくり		● 実施	⇒	⇒		⇒
			21 部下の能力開発と育成指導		● 実施	⇒	⇒		⇒
			22 職員倫理確立のための啓発		● 実施	⇒	⇒		⇒
		健康な体づくり	23 早期発見早期治療		● 実施	⇒	⇒		⇒
			24 メンタルヘルスの充実		● 実施	⇒	⇒		⇒

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

35

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

広域的な人事交流・派遣の検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要						
	17		18		19		20						21		開始年月	到達年月		合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
平成17年度			▲	▲	▲							H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課	検討中	40%	—					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき、人事交流・派遣の受け入れ先などの検討を行います。																				
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年09月	H22年03月	組織機構	同上	実施中	40%	—					18.8.31 個票追加 検討 ↓ 実施
	具体的取組内容 (H19年5月末)		検討が早期に終了したため、個票を追加して実施していくこととします。 検討の結果、当面は県などの公共団体との人事交流や派遣研修を行うこととし、平成18年9月に福岡県への人事交流の申込みを行いました。県の受入定員の関係で平成19年度の対象団体とはなりませんでしたが、引き続き申込みを行っていくこととします。 また、派遣研修については、平成19年9月より半年間、税の徴収職員実務研修として県に派遣を行うこととなっています。																				
平成19年度																							
	具体的取組内容																						
平成20年度																							
	具体的取組内容																						
平成21年度																							
	具体的取組内容																						

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

36

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 施設改修計画の策定

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要													
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額											
平成 17 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課	実施中	20%	—						
	具体的取組内容 (H18年6月末)		改修計画に係る金額設定を、主要事業計画に併せ250万円以上とし、様式等を作成し各施設を管理している主管課への調査を行っています。作業終了後、整理が出来次第、11月までに優先順位を付した改修計画を策定します。																											
平成 18 年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、教育課、住民課、福祉課、建設課、産業課	実施中	40%	—						
	具体的取組内容 (H19年5月末)		緊急度、必要性・効果等を勘案し、施設改修計画を策定しました。具体的には、22件の工事を平成19年度から23年度までの5年間に振り分け、各年度ごとに優先順位を付して施設の改善に取り組みます。なお、予算措置がされなかった計画は、次年度以降に繰り越して計上していくこととします。																											
平成 19 年度																														
	具体的取組内容																													
平成 20 年度																														
	具体的取組内容																													
平成 21 年度																														
	具体的取組内容																													

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 37

■ 数値目標 —

■ 具体的改革項目 利用申請等の改善

■ 現在までの累積効果額 —

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成 17 年度	▲	▲	▲	▲					H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 社会教育課	検討中	60%	—					
	<b>具体的取組内容 (H18年6月末)</b>								指定管理者制度導入に向けて、3月議会において条例等の整備を行い、また、指定管理者募集に対し募集要項等の整備を行いました。 指定管理者の運営により、閉庁時における利用申請等が行えるように指定管理業務仕様書に盛り込んでいます。											
平成 18 年度	▲	▲	▲	▲					H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 教育課	検討済	100%	—					19.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施
	<b>具体的取組内容 (H19年5月末)</b>								検討の結果、総合福祉センター及び文化体育総合施設については、指定管理者制度の導入による利用申請等の改善を見込んでいましたが、指定管理者の決定には至りませんでした。そのため当面の対策として、文化体育総合施設において、平成19年9月から週1回、午後7時まで時間外窓口を試行設置し、利用者の利便性の向上を図ることとします。											
平成 19 年度						●	●	●	H19年09月	H20年03月	施設	同上								
	<b>具体的取組内容</b>																			
平成 20 年度																				
	<b>具体的取組内容</b>																			
平成 21 年度																				
	<b>具体的取組内容</b>																			

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

38

■ 数値目標

9,366千円

■ 具体的改革項目 総合福祉センター

■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討: ▲ 実施: ●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要								
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額						
	1	2	3	4	5	6	7	8																	
平成17年度	▲	▲								H17年10月	H18年03月	施設	健康増進課	検討済	100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施					
	具体的取組内容 (H18年6月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。 なお、施設の性格や機能を考慮して、公募によらない指定管理者の候補者選定を行うこととしています。																						
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	0%	0千円				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		施設の性格や機能、近隣市町の状況なども考慮して、公募によらない指定管理者候補者として、鞍手町社会福祉協議会から事業計画書等の提出を受けましたが、現状に対して住民サービスの大幅な向上が期待できないこと、また経費の削減につながらないことから、指定管理者候補者としての選定には至りませんでした。 その後、民間業者から見積書を取り比較検討しましたが、経費面で大幅に上回ったため、引き続き、社会福祉協議会と指定管理者候補者の選定に向け協議を行っていくこととします。																						
平成19年度																									
	具体的取組内容																								
平成20年度																									
	具体的取組内容																								
平成21年度																									
	具体的取組内容																								

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 39

■ 数値目標 7,648千円

■ 具体的改革項目 文化体育総合施設

■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額			個票見直し概要									
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額										
平成17年度	▲	▲							H17年10月	H18年03月	施設	社会教育課	検討済	100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施						
	具体的取組内容 (H18年6月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。 また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月26日から募集を開始しています。																						
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	教育課	実施中	0%	0千円				19.3.31 個票見直し 指定管理者 ↓ 直営
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年6月26日から公募を行い、1社の応募がありましたが、現状の経費を大幅に上回る見積金額が提出されたため、指定管理者候補者としての選定には至りませんでした。 このため指定管理者制度導入による効果の創出ではなく、直営で運営していくこととして、平成20年度から施設管理体制の見直しによる経費節減を図ることとします。																						
平成19年度					●	●	●	●	●	H20年04月	H22年03月	施設	教育課												
	具体的取組内容																								
平成20年度																									
	具体的取組内容																								
平成21年度																									
	具体的取組内容																								

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 40  
 ■ 具体的改革項目 大谷自然公園

■ 数値目標 634千円  
 ■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額					
	平成17年度		▲▲▲▲											H18年04月	H19年03月	施設		社会教育課	検討中	20%
具体的取組内容 (H18年6月末)		平成19年度の指定管理者制度導入に向け、3月議会において条例等の整備を行いました。																		
平成18年度		▲▲▲▲							H18年04月	H19年03月	施設	建設課、教育課	検討済	100%	—					19.5.17 個票追加 検討 ↓ 実施
具体的取組内容 (H19年5月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、平成19年2月に指定管理者募集要項及び仕様書を作成し、公募を行いました。公募では2社からの応募があり、経費の削減、事務量軽減につながることから、指定管理者候補者として1社を選定し、平成19年7月1日から指定管理者制度を導入することとします。																		
平成19年度				●●●●●●●●●●●●●●					H19年07月	H22年03月	施設	同上								
具体的取組内容																				
平成20年度																				
具体的取組内容																				
平成21年度																				
具体的取組内容																				

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 41

■ 数値目標 2,779千円

■ 具体的改革項目 鞍手町葬斎場

■ 現在までの累積効果額 1,487千円

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要					
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額							
	平成17年度	▲	▲											H17年10月	H18年03月	施設		住民課	検討済	100%	—	
	具体的取組内容 (H18年6月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。 また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月21日から募集を開始しています。																			
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	63%	1,487千円	19,039千円		17,552千円	
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年9月に指定の議決を得て、同年10月から指定管理者制度の導入を開始しました。 18年度では1,487千円の削減効果がありました。19年度では525千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：鞍手町営葬斎場指定管理者制度導入効果)																			
平成19年度																						
	具体的取組内容																					
平成20年度																						
	具体的取組内容																					
平成21年度																						
	具体的取組内容																					



## 鞍手町営葬斎場 指定管理者制度導入効果

区 分		プラン策定時 予定事業費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
			実施済額	現予算額	予定額	予定額	実施済含む 見込み額
歳 出 項 目	人件費	10,164,045	3,790,201				3,790,201
	需用費	4,777,669	2,306,985				2,306,985
	役務費	179,673	58,035				58,035
	委託料	3,676,348	11,269,527	18,514,000	18,619,000	18,734,000	67,136,527
	使用料及び賃借料	242,214	127,842				127,842
計		19,039,949	17,552,590	18,514,000	18,619,000	18,734,000	73,419,590
差し引き効果額			1,487,359	525,949	420,949	305,949	2,740,206

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番 42

■ 数値目標 11,998千円

■ 具体的改革項目 鞍手町衛生センター

■ 現在までの累積効果額 2,206千円

年度	検討及び実施期間 (検討:▲ 実施:●)								担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要								
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額										
	平成17年度	▲	▲											H17年10月	H18年03月	施設		住民課	検討済	100%	—				18.3.31 個票追加 検討 ↓ 実施
	具体的取組内容 (H18年6月末)		検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。 また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月21日から募集を開始しています。																						
平成18年度		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	施設	同上	実施中	37%	2,206千円	83,181千円		80,975千円	
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成18年9月に指定の議決を得て、同年10月から指定管理者制度の導入を開始しました。 18年度では2,206千円の削減効果がありました。19年度では4,450千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：鞍手町衛生センター指定管理者制度導入効果)																						
平成19年度																									
	具体的取組内容																								
平成20年度																									
	具体的取組内容																								
平成21年度																									
	具体的取組内容																								

## 鞍手町衛生センター 指定管理者制度導入効果

区 分		プラン策定時 予定事業費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
			実施済額	現予算額	予定額	予定額	実施済含む 見込み額
歳 出 項 目	人件費	2,480,072	1,223,826				1,223,826
	旅費	10,260	29,860				29,860
	需用費	31,271,571	16,004,088				16,004,088
	役務費	69,384	42,003				42,003
	委託料	49,242,638	63,587,683	78,731,000	78,731,000	78,731,000	299,780,683
	使用料及び賃借料	9,555	4,404				4,404
	公課費	98,200	83,700				83,700
計	83,181,680	80,975,564	78,731,000	78,731,000	78,731,000	317,168,564	
差し引き効果額			2,206,116	4,450,680	4,450,680	4,450,680	15,558,156

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

43

■ 数値目標

35,546千円

■ 具体的改革項目 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17		18		19		20						開始年月	到達年月	合計	うち 支出の削減		うち 収入の増額	うち 支出の増額	
平成17年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	施設	福祉課	検討中	20%	—				
	<b>具体的取組内容 (H18年6月末)</b> 保育所民営化の是非について、周知方法や意見聴取の方法を検討しました。全園の保護者に対して行財政改革の文書配布により周知を行い、対象である2園については、懇話会を実施し意見聴取することとしています。また、古月保育所管理人については、廃止することを前提として、現在作業を進めています。																			
平成18年度			▲	▲	▲					H18年04月	H19年03月	施設	同上	検討中	40%	—				
	<b>具体的取組内容 (H19年5月末)</b> 対象である2園において保護者との懇話会を開催しましたが、出席者が少なく、保護者全員の意見・質問を聴くための意向調査を実施し、その回答内容を保護者全員に文書配布しました。また、近隣の17の社会福祉法人に対し、民営化に関するアンケートを実施しました。保育所民営化の是非については、保護者等の関係者にとって大きな問題であることから、検討期間を延長し、より慎重に対応していくこととします。(資料添付：剣第二・西川第二保育所の民営化の検討に関する取り組み経過) また、古月保育所管理人については、検討の結果、他の4園には管理人を置いていない状況等から、平成19年3月31日をもって廃止しました。今後は、「連番45 学校用務員委託の廃止」に効果等を含めて計上していくこととします。																	19.4.1 個票見直し 到達年月H19.3 ↓ 到達年月H20.3		
平成19年度			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H18年04月	H20年03月	施設	同上							
	<b>具体的取組内容</b>																			
平成20年度																				
	<b>具体的取組内容</b>																			
平成21年度																				
	<b>具体的取組内容</b>																			

## 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討に関する取り組み経過

- 平成18年 6月22日 保育所 5 所の保護者宛に保育所に関する行財政改革についての文書を配布。
- 平成18年 8月30日 西川第二保育所保護者との懇話会を開催。  
(出席者 男性2名、女性12名)  
出席者が少ないこともあり、意見、質問等を聞くために保護者全員に対し意向調査用紙を配布。
- 平成18年11月13日 情報を求める意見もあり、意向調査の内容と意見、質問に対する考え方を記入して西川第二保育所保護者全員に配布。
- 平成18年11月17日 剣第二保育所役員との懇話会を開催。(役員3人)
- 平成18年12月20日 剣第二保育所保護者との懇話会を開催。  
(出席者 女性12名)  
西川第二保育所と同様、保護者の出席が少ないこともあり、意見、質問等を聞くために保護者全員に対し意向調査用紙を配布。
- 平成19年 1月26日 意向調査の内容と意見、質問に対する考え方を記入して剣第二保育所保護者全員に配布。

### ■意向調査結果

- ・民営化に対する不安 13名
  - ・民営化に反対 8名
  - ・民営化に賛成 3名
  - ・どちらとも言えない 5名
- 合計 29名

- 平成19年 5月 8日 近隣の17の社会福祉法人に対し、剣第二保育所、西川第二保育所の民営化を検討していることについて、アンケートを郵送にて実施。  
他の自治体の場合は、施設を整備し民営化を図っているところが多く、鞍手町の場合、施設が古く、公募を行ったとしても、応募があるかが不安であったこと。また、民営化に対する社会福祉法人の意見を聞くということから実施。

### ■平成19年6月20日現在の回答(13法人から回答あり)

- ・応募する 1法人
- ・応募しない 8法人
- ・どちらともいえない 4法人

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

44

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目

学校給食の民間委託

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要		
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額				
	平成17年度		▲	▲	▲	▲								H18年01月	H18年12月	施設		学校教育課	検討中
具体的取組内容 (H18年6月末)		3月初旬に実施した学校給食運営審議会の中で、学校給食民間委託についての説明を行いました。結果、反対意見はありませんでしたが、要望として、民間業者になっても、食材については地産・地消の継続と、食育が妨げられないような給食を提供して欲しいということでした。また、関係者の意見を十分に反映するため、PTA保護者・学校長等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。																	
平成18年度		▲	▲	▲	▲				H18年01月	H18年12月	施設	教育課	検討済	100%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)		学校給食民間委託導入検討委員会における審議の結果、「民間施設を使用しての学校給食」は、食数が業者の希望数に満たないことと、配送時間の関係で実施不可能であり、また、「自校方式」「運搬業務の民間委託」「調理・配缶・洗浄・清掃等の民間委託」についても検討を行いました。この結論となり、教育委員会に提言を行いました。この提言を受け、平成19年4月20日の定例教育委員会で協議した結果、学校給食は直営で運営していくことと決定しています。(資料添付：学校給食民間委託の検討に関する取り組み経過)																	
平成19年度																			
具体的取組内容																			
平成20年度																			
具体的取組内容																			
平成21年度																			
具体的取組内容																			

## 学校給食民間委託の検討に関する取り組み経過

- |             |                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 平成18年11月7日  | 第1回検討委員会開催<br>委員会設立の趣旨及び要綱の説明、委員長、副委員長の選出、これからの委員会の進め方などを協議。 |
| 平成18年11月28日 | 第2回検討委員会開催<br>直営と民間委託との経費の違い、メリットとデメリットを検討。                  |
| 平成18年12月21日 | 第3回検討委員会開催<br>経費に関することを協議、民間に委託した場合の疑問点を協議。                  |
| 平成19年1月17日  | 第4回検討委員会開催<br>直営と民間委託との経費の違いなど協議。                            |
| 平成19年2月6日   | 第5回検討委員会開催<br>町施設を使わないで民間委託をした場合など協議。運搬業務の民間委託について検討。        |
| 平成19年2月27日  | 第6回検討委員会開催<br>提言書（案）の検討。                                     |
| 平成19年3月22日  | 第7回検討委員会開催<br>提言書の作成。                                        |

## 提言内容（原文のまま掲載）

### 鞍手町教育委員会への提言

学校給食民間委託導入検討委員会は、第4次鞍手町行財政改革の基本目標「民間委託等の推進」、その中の具体的改革項目の一つ、学校給食民間委託導入の是非を検討することを目的に設立されました。

そこで、民間導入の是非にあたっては、PTAの方々の理解を得る必要があることから、各小中学校の、学校関係者17名で構成されています。

第1回検討委員会で、委員長、副委員長選出が行われた結果、委員長は古月小学校PTA会長 遠藤靖彦氏、副委員長は学校関係者から室木小学校校長 小宮順一氏に決定しました。

第1回から審議に入り、平成19年3月22日の第7回まで協議を重ねた結果、以下のような結論となりました。

- 1 民間施設を使っの学校給食は食数が業者の希望数に足りていないので、民間業者が新たに施設を建てて、実施するとは考えられない。また、現在実施している民間業者の住所は福岡市なので、配送時間を考えた場合、実施不可能であることから、現段階では比較できない。
- 2 自校方式は、現段階では学校施設の改修及び設備に多大な経費を要するので、将来に向けての課題である。
- 3 学校給食運搬業務の民間委託については、経費の面で民間の方がかなり高いことと、直営の嘱託運転手は事務も行っていることから、直営のままでよい。
- 4 学校給食調理・配缶・洗浄・清掃等の民間委託導入の是非については、仮に民間になっても、献立については栄養士が行い、食材の購入、衛生管理の徹底については教育委員会が責任をもって行うことを前提に、直営と民間との経費の比較及び栄養士の食の指導等に係る時間並びに安全・安心できる給食について協議した結果、次のとおりです。

#### （1）経費については

- ①正規調理員退職後の補充を嘱託職員で行えば、2年目で直営の方が民間より安くなるので直営が良い。
- ②正規調理員退職後の補充を現正規調理員の60%の件費の正規調理員で行えば民間の方が直営より安いので民間がよい。

#### （2）栄養士が行う食の指導等の時間については

- ①調理員が不足した時は栄養士が調理員の一人ようになり、本来の業務が出来ない状態及び食の指導の時間が減少する事が考えられる。民間にすれば調理員の人数も安定し、栄養士の本来の業務及び食の指導の時間が増えることも予測されるので民間がよい。
- ②民間委託の調理員が短期間で変わった場合、栄養士が、その都度一から教えなければならぬので食の指導の時間が減ることも予測されることから、直営がよい。

#### （3）安心・安全な給食作りについては

民間だと賃金をできるだけ安く抑えようとするため、調理業務は、パートが中心となり、結果、定着率が低くなり、不安が残る。

上記の直営及び民間のメリット、デメリットについて、総合勘案した結果、直営がよいということになりました。

そのためには、現在、不足している調理員の補充を早期に行い、安定した調理員の確保に努めること。以上の通り、提言いたします。



# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

45

■ 数値目標

39,000千円

■ 具体的改革項目 学校用務員委託の廃止

■ 現在までの累積効果額 0千円

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要					
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額							
	平成17年度	▲	▲										H17年10月	H18年03月	施設	学校教育課 社会教育課		検討済	100%	—		
	具体的取組内容 (H18年6月末)		1月と3月の教育委員会の中で、学校用務員委託の廃止の是非について協議を行い、廃止することを決定しました。 廃止後の用務員が行っている施設の管理については、警備会社との業務委託を行います。																			
平成18年度			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H19年04月	H22年03月	施設	教育課	実施中	14%	—				
	具体的取組内容 (H19年5月末)		平成19年4月から各小中学校、鞍手分校及び古月保育所において、用務員委託を廃止し、警備会社への警備委託を開始しました。 19年度では10,793千円の削減効果が見込まれます。 (資料添付：用務員委託廃止による効果)																			
平成19年度																						
	具体的取組内容																					
平成20年度																						
	具体的取組内容																					
平成21年度																						
	具体的取組内容																					

## 用務員委託廃止による効果

区 分	用務員委託料	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
		警備委託 予定額	警備委託 予定額	警備委託 予定額	実施済含む 見込み額
各小・中学校 鞍手分校	17,122,860	8,036,592	8,036,592	8,036,592	24,109,776
古月保育所	1,902,540	195,300	195,300	195,300	585,900
計	19,025,400	8,231,892	8,231,892	8,231,892	24,695,676
差し引き効果額		<b>10,793,508</b>	<b>10,793,508</b>	<b>10,793,508</b>	<b>32,380,524</b>

※用務員委託の廃止に伴い、光熱水費についても効果が生じるが、積算不可のため計上していない。

※警備会社の委託料には、設備費を含む。

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

46

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 室木小学校と西川小学校の統合についての検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要	
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額			
	平成17年度			▲	▲	▲							H19年04月	H20年03月	施設	学校教育課		検討期間前
具体的取組内容 (H18年6月末)		平成18年度中に、検討委員会設置準備を行います。																
平成18年度			▲	▲	▲			H19年04月	H20年03月	施設	教育課	検討中	0%	—				
具体的取組内容 (H19年5月末)		検討委員会設置に向け準備を行っています。 保護者等の関係者にとって大きな問題であることから、より慎重に対応していくこととします。																
平成19年度																		
具体的取組内容																		
平成20年度																		
具体的取組内容																		
平成21年度																		
具体的取組内容																		

# 第4次行財政改革 Check → Actionシート(評価点検及び見直し)

■ 連番

47

■ 数値目標

—

■ 具体的改革項目 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討

■ 現在までの累積効果額

—

年度	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)								担 当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				個票見直し概要			
	17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額					
	平成17年度			▲	▲	▲								H18年04月	H19年03月	施設		学校教育課	検討中	20%
具体的取組内容 (H18年6月末)		関係者の意見を十分に反映するため、PTA等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。 また、7月に本校との協議を行い、次に同月本校と一緒に県教育庁との協議を行うこととなっています。																		
平成18年度			▲	▲	▲				H18年04月	H19年03月	施設	教育課	検討中	60%	—					
具体的取組内容 (H19年5月末)		県教育庁との協議を行いました。が、「県立高校への統合はできない」との回答から、平成18年10月に鞍手分校あり方検討委員会を立ち上げ、「鞍手分校の存続又は廃止」「財政面の問題と教育機関としての問題」について、検討を行ってきました。 保護者等の関係者にとって大きな問題であり、結論には至らなかったため、検討期間を延長し、協議を行っていくこととします。 (資料添付：鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討に関する取り組み経過)																		
平成19年度			▲	▲	▲	▲	▲		H18年04月	H19年12月	施設	同上								
具体的取組内容																				
平成20年度																				
具体的取組内容																				
平成21年度																				
具体的取組内容																				

## 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討に関する取り組み経過

- 平成18年10月31日 第1回鞍手町立鞍手分校あり方検討委員会開催  
委員会設立の趣旨及び要綱の説明、鞍手分校設立の経緯と町の負担についての説明、これまでの県との協議などについて説明。
- 平成18年11月24日 第2回検討委員会開催  
平成16年度～18年度の交付税措置について説明及び質疑。
- 平成18年12月22日 第3回検討委員会開催  
委員長、副委員長の選出、委員会の進め方など協議。  
歳入、歳出の関係、交付税関係の質疑。
- 平成19年 1月29日 第4回検討委員会開催  
歳入・歳出からみた検討及び生徒増に向けた学校側の取り組み事項の説明。
- 平成19年 2月22日 第5回検討委員会開催  
存続した場合の歳入・歳出の予定、廃校とした場合の歳入・歳出の予定、生徒数から見た財政上の試算について質疑。
- 平成19年 3月27日 第6回検討委員会開催  
存続した場合の財政上及び教育機関から見た問題点を検討。  
廃校した場合の財政上及び教育機関から見た問題点を検討。

現在、継続して協議中

## 第 4 次 行財政改革集中改革プラン 効果額一覧表

(単位：千円)

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)					H17効果	H18効果	H19見込み	H20	H21										
						17	18	19	20	21															
1 行政経営 の視点による危機 を克服できる安定 した財政基盤の確立	1 歳入	1 収納率の 向上	1 税及び使用料・ 手数料等の収納 率の向上	1 目標収納率の設 定	1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	10,827						
				2 滞納処分の強化 や民事手続の実 施	2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—
				3 振替制度の利用 促進	3		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—
		2 公平、公 正な受益 者負担	1 保育料の改定	1 国基準の90% に改定	4					●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	2,831			
				2 公共施設使用料 の改定	5		▲	▲	▲											—	—	—	797		
		3 財源の確 保	1 企業誘致の促進 と未利用地の処 分	1 企業誘致の促進 と未利用地の処 分	6				▲	▲	▲	▲								—	—	—	—	—	—
	1 交付基準に基づ く各種補助金の 見直し			7							●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	0			
	2 歳出	4 各種補助 金の見直 し	1 職員定数の見直 し	1 適正な組織体 制・人事配置の 合理化	8			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	47,334	67,008			
				2 特別職等の給 与・報酬等の見 直し	9			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	392	13,118	29,600			
		6 公共事業 等の見直 し	1 公共事業の見直 し	1 公共事業(町単 独土木事業費) の抑制	10			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	165,970	171,946			
				1 敬老祝金の支給 対象者の見直し	11			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	3,384	3,833		
		7 経常経 費、投資 的経費の 見直し	1 扶助費及び報償 費の見直し	1 投資的経費の削 減	12			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	32,136	31,200			

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)					H17効果	H18効果	H19見込み	H20	H21														
						17	18	19	20	21																			
2 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	3 行政運営	8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善（効率的な行政運営）	1 職員提案制度の導入	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	363						
				2 決裁規程の見直し	14			●	●	●			●	●	●	●	●	●					—	—	—	—	—		
				3 事務処理の一元化	15			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—		
				4 電算システムの活用促進	16	●	●	●	●														—	—	—	—	—		
		9 行政評価の定着	1 行政評価の導入	1 行政評価の導入	17						▲	▲	▲	▲								—	—	—	—	—			
		10 行政サービスの向上	1 住民ニーズの把握	1 住民ニーズの把握	18						▲	▲	▲	▲								—	—	—	—	—			
			2 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	19						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—			
		2 申請手続きの改善	20							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—					
	3 時間外窓口の設置	21							●	●	●	●	●						—	—	—	—	—						
4 協働	11 情報の公開と共有	1 行政情報の公表公開	1 行政情報の公表公開	22						▲	▲	▲	▲							—	—	—	—	—					
12 住民参画の推進	1 住民参画の推進	1 住民参画の推進	23						▲	▲	▲	▲							—	—	—	—	—						
13 住民と行政との協働	1 住民団体の育成・支援	1 住民団体の育成・支援	24						▲	▲	▲	▲							—	—	—	—	—						

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)					H17効果	H18効果	H19見込み	H20	H21					
						17	18	19	20	21										
3 地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織の編成	1 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合	25			●●●●●●●●●●						—	—	—	—	—		
			2 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入	26			●●●●●●●●●●							—	—	—	—	—	
			3 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置	27			●●●●●●●●●●							—	—	—	—	—	
		15 職員配置の適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分	28		●●●●●●●●●●									—	—	—	—	—
				2 収入役を置かない事務体制の構築	29		●●●●●●●●●●									—	—	—	—	—
			2 女性職員の積極的登用	1 女性職員の管理職登用	30		●●●●●●●●●●									—	—	—	—	—
				3 人事管理制度の導入	1 異動希望自己申告制度の導入	31		●●●●●●●●●●									—	—	—	—
			2 昇格資格試験制度の導入		32		●●●●●●●●●●										—	—	—	—
			16 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	33			▲▲▲▲								—	—	—	—
	6 職員	17 人材育成の推進	1 人材育成基本方針の策定	1 人材育成基本方針の策定	34		●●●●●●●●●●								—	—	—	—	—	
18 人事交流等の推進				1 広域的な人事交流・派遣	1 広域的な人事交流・派遣の検討	35			▲▲▲▲							—	—	—	—	—
							●●●●●●●●●●							—	—	—	—	—		





## 鞍手町水道事業 中期経営計画に基づく取り組みについて (平成17年度～18年度)

### ■中期財政計画について

・収益的収支及び資本的収支 (単位:千円)

		H17年度		H18年度		
		計画	決算	計画	決算見込	
収益的 収支	収入	料金等	395,648	415,215	353,272	336,314
		他会計補助金等	21,183	21,201	16,714	17,534
	支出	人件費	84,421	84,721	88,296	82,047
		物件費	312,829	329,744	277,393	242,498
	収支		19,401	21,951	4,297	29,307
資本的 収支	収入	企業債	0	0	0	0
		他会計補助金等	19,787	19,787	29,161	12,151
		他会計借入金等	0	0	0	0
		国補助金	0	0	0	0
		県補助金	0	0	0	0
	支出	建設改良費等	39,004	39,004	81,423	52,533
		企業債償還金	87,895	87,895	79,002	79,002
	収支		▲107,112	▲107,112	▲131,264	▲119,384

平成17年度水道事業の収益的収支は、21,951千円の黒字決算、資本的収支の差額107,112千円は当年度分損益勘定留保資金で補填し、損益計算においては当期純利益18,400千円を確保しました。また、平成18年度の収益的収支は29,307千円の黒字決算、資本的収支の差額119,384千円は同様に補填し、当期純利益26,095千円を確保しています。

### ■主な取り組みについて

#### 1. 鞍手町水道水質改善検討委員会について

本町の水道水源である浮洲池は、上流の力丸ダム・犬鳴ダムの放流水等が遠賀川水系犬鳴川に流れ込み、直方市植木の花ノ木堰より、山田川用水路を經由して、鞍手町、中間市の行政境である浮洲池に流入しています。

浮洲池(面積131,000m<sup>2</sup>、総貯水量560,000m<sup>3</sup>)には、上流の生活排水等が流れ込み、しかも、平均水深4.3m程度と浅いため、富栄養化が進み四季を通して微生物(藻類)が発生し、これが水源水質の悪化の要因と考えられます。

その解決策として、中間市上下水道局と共同で、水源水質改善装置(藻類抑制装置7基)を設置稼働し、微生物(藻類)の抑制に努め、水質の悪化を防いでいますが、抜本的な解決策になっていないのが現状です。

本町の浄水場は、凝集沈殿処理+急速ろ過処理+粒状活性炭処理+塩素滅菌処理を経て浄水工程とする施設であります。

しかし、水源での微生物(藻類)や有機質が多いため、濁度も高く、沈殿池での凝集沈殿の際、フロックが浮上スカムとなり、その量が多く適正な凝集沈殿が困難な状況であります。

その事から、急速ろ過池や粒状活性炭施設において逆洗・放流が多く、種々の障害が生じ、適正な浄水(水道法 臭気項目であるジェオスミン・2-メチルイソボルネオール)(クリプトスポリジウム・ジアルジア)を得る為に、浄水作業や水質管理に苦慮しているのが現状であります。

その様なことから、水道水質の向上を図ることを目的として、鞍手町附属機関設置条例に基づき、鞍手町水道水質改善検討委員会（町議会代表者 3 名、住民代表者 4 名、学識経験を有する者 2 名、行政代表者 1 名）では、平成 17 年度に 7 回、平成 18 年度に 4 回の会議を開催し、調査・検討を行いました。

## (1). 検討課題と検討結果の主な内容について

- ①水質の検討
  - ・水質試験の検討
  - ・生物試験の検討

浮洲池の、過去原水水質検査（40 項目）の結果並びに生物検査等の結果を検証したことにより、上流域及び本町の下水道事業の促進を図るとともに、水源池周辺の環境整備に努めること、また、中間市と共同で、将来、浮洲池の浚渫等を実施し、水質改善に努めていかなければなりません。

- ②浄水場施設の検討
  - ・前処理施設の検討
  - ・排水処理施設の検討
  - ・急速ろ過施設の検討

沈殿池に、多量のフロックが浮上し、堆積しているため、沈殿池の効果が発揮されていません。また、急速ろ過池の、ろ過閉塞も頻繁に発生するため、逆洗・放流が取水量の 1 割以上と水の損失が多く、水質管理も十分ではありません。

よって、その解消のためには、沈殿池の微生物（藻類）を除去してやれば、浄水処理工程が本来の姿になり、将来的にも、より水質基準に適合した安心な水を提供できるようになります。

前処理施設＋凝集沈殿処理＋急速ろ過処理＋粒状活性炭処理＋排水処理施設＋塩素滅菌処理

- ③水源の検討
  - ・木月池水質水量の検討
  - ・浮洲池水質水量の検討

現在浮洲池から取水し浄水していますが、「木月池も水源として使えないか」という意見があり、浮洲池と木月池の水質検査を、同時に実施しました。

水質試験検査結果では、浮洲池の方が優位でした。水量については、浮洲池は、四季を通じて水量がありますが、木月池は四季を通じて水量がありません。また、水源を変えた場合、水利権取水施設などの建設費に、巨額の費用が必要となります。

なお、予備水源がある方が災害時に有効です。

- ④事業費の検討
  - ・水道料金の検討
  - ・事業費の検討
  - ・起債の検討

事業費等は、概算工事費等が出た時点で、検討することとしています。

## (2). 今後の取り組みについて

平成 18 年 12 月 4 日に、町長に対し「水道諸施設を整備し、将来的に、水道受益者のため安全安心の水道水を安定供給すること」とする上記の内容の中間答申がなされました。

その成果を踏まえ、平成 19 年度には予備調査設計に、国（厚生労働省）に浄水方法の変更認可を受けて平成 20 年度には実施調査設計に、その後、浄水施設の工事に着手する予定です。

鞍手町水道水質改善検討委員会は、概算事業費がわかった時点で、事業費の検討(1. 水道料金の検討、2. 事業費の検討、3. 起債の検討)を行い、その検討結果が最終答申となりますので、それをもって終了となります。

## 2. 経費節減等の取り組み

平成 18 年度水道料金において、現年度分収納率は 99.22%で、滞納分は 83.84%となっています。未納者に対しては納付催告や給水停止等の処置を実施していますが、この取り組みを継続していきながら、会計収納対策課と連携し徴収対策に取り組んでいくことを視野に入れ、収納率が 100%となるよう努めていきます。

## 鞍手町下水道事業 中期経営計画に基づく取り組みについて

(平成17年度～18年度)

### ■中期財政計画について

#### ①収益的収支

(単位：千円)

項 目	平成17年度		平成18年度	
	計画	決算	計画	決算見込
営業収益	13,355	12,954	21,098	17,111
料金収入	13,230	12,829	21,037	16,906
その他	125	125	61	205
営業外収益	104,038	87,418	116,781	84,801
一般会計補助金	92,185	74,848	105,775	69,804
その他	11,853	12,570	11,006	14,997
収入 合計	117,393	100,372	137,879	101,912
営業費用	70,162	51,174	70,396	47,697
人件費	13,555	13,404	13,555	13,843
その他	56,607	37,770	56,841	33,854
営業外費用	47,231	47,230	67,483	53,253
企業債利息	46,957	46,956	67,183	52,828
その他	274	274	300	425
支出 合計	117,393	98,404	137,879	100,950
収 支		1,968		962

平成18年度の経常収支予測は、収入支出それぞれ137,879千円と計上していましたが、962千円の利益となりました。営業外費用等の減額に伴うものです。

#### ②資本的収支

(単位：千円)

項 目	平成17年度		平成18年度	
	計画	決算	計画	決算見込
企業債	237,500	323,900	275,000	358,000
国庫補助金	200,000	200,000	200,000	200,000
その他	121,290	133,501	90,860	107,710
収入 合計	558,790	657,401	565,860	665,710
建設改良費	500,000	598,611	500,000	599,851
企業債償還金	58,790	58,790	65,860	65,859
支出 合計	558,790	657,401	565,860	665,710
収 支		0		0

## ■主な取り組みについて

### 1. 下水道の現状

平成 18 年度末で、全体計画区域 850 ヘクタールのうち、供用開始区域 125 ヘクタール、整備済面積 151 ヘクタールで整備率は 17.8 パーセントであります。処理人口につきましては、行政人口 18,419 人のうち、処理人口が 4,100 人で普及率 22.3 パーセントであります。その内、約 2,700 人の方が下水道を利用されております。

### 2. 経営基盤への取組

#### (1) 下水道使用料収納率の向上

口座振替制度の促進を図り、収納率の向上を図っております。

#### (2) 建設コスト及び管理コストの縮減

下水道経営の効率化を図るため、新たなコスト縮減項目の掘り起こしを行いながら、建設コスト及び管理コストの縮減を平成 17 年度より実施しております。

#### (3) 下水道使用料の見直し

一般会計からの補てんを削減し、受益者負担金の原則に近づけるため、平成 19 年度まで検討いたします。

### 3. 経営削減等の取り組みによる効果

職員の削減により、平成 19 年度より 6,200 千円の削減効果が見込まれます。

### 4. 今後の取り組み

今後は、住宅密集地である、中山地区(北区・南区・西区・幸町区・城ヶ崎区・新中山区・い牟田区)の整備を積極的に進めていき、町民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を目指して、下水道整備に取り組んでいきます。

## 鞍手町病院事業 中期経営計画に基づく取り組みについて

(平成17年度～18年度)

### ■中期財政計画について

#### ①収益的収支

(単位：千円)

項目	平成17年度		平成18年度	
	計画	決算	計画	決算見込
病院事業収益	2,765,891	2,765,891	2,691,637	2,635,286
医業収益	2,660,489	2,660,489	2,589,036	2,527,923
入院収益	1,698,087	1,698,086	1,662,683	1,600,744
外来収益	856,229	856,229	820,353	822,461
その他医業収益	35,173	35,174	35,000	33,718
他会計負担金	71,000	71,000	71,000	71,000
医業外収益	105,401	105,402	102,600	107,363
受取利息配当金	294	295	100	90
その他医業外収益	7,658	7,658	6,000	9,126
他会計負担金	97,449	97,449	96,500	98,147
特別利益	1	1	1	0
病院事業費用	2,923,235	2,923,234	2,623,865	2,625,897
医業費用	2,819,775	2,819,775	2,527,910	2,529,962
給与費	1,274,275	1,274,275	1,259,104	1,244,601
退職金	327,028	327,028	22,983	97,709
退職給与引当金	0	0	50,000	0
材料費	675,464	675,464	645,589	629,238
減価償却費	163,887	163,887	167,202	166,098
資産減耗費	247	247	1,000	583
研究研修費	4,006	4,006	5,000	4,023
経費	374,868	374,868	377,032	387,710
医業外費用	103,460	103,459	95,955	95,935
企業債利息	51,610	51,610	46,491	46,453
雑損失	51,850	51,849	49,464	49,482
特別損失	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0
医業収支	▲159,286	▲159,286	61,126	▲2,039
総収益	▲157,344	▲157,343	67,771	9,389
前年度繰越利益剰余金	110,820	105,820	▲2,089	▲7,089
当年度未処分利益剰余金	▲46,524	▲51,523	65,682	2,300
建設改良取崩	44,435	44,435	0	0

平成18年度の経常収支予測は、67,771千円の利益を見込んでいましたが、9,389千円の利益に留まりました。

診療報酬の3.16%のマイナス改定や患者数の減少が主な原因です。

## ②資本的収支

(単位：千円)

項目	平成17年度		平成18年度	
	計画	決算	計画	決算見込
資本的収入	62,352	62,352	82,952	70,896
他会計負担金	44,272	44,272	51,952	53,001
特別利益	2,180	2,180	1,000	2,595
企業債	15,900	15,900	30,000	15,300
資本的支出	204,902	206,565	250,433	241,843
企業債償還金	171,622	171,621	204,433	204,433
建設改良費	33,280	34,944	46,000	37,410
資本的収支	▲ 142,550	▲ 144,213	▲ 167,481	▲ 170,947

## ■主な取り組みについて

## 1. 診療科の取り組み

平成18年7月より週一回の泌尿器科と回復期リハビリテーション病棟40床を東3病棟に開設しました。

## 【泌尿器科】

7月から3月までに延べ708人の患者に診療を実施し、入院569千円、外来10,675千円の収入を得ました。

## 【回復期リハビリテーション病棟】

7月より358人の患者に延べ7,672日間の入院診療を実施し、169,834千円の入院収益を得ました。

## 2. 設備投資

平成18年度に購入予定にしていた乳房撮影装置とCR装置を導入しました。

乳房撮影装置 9,800千円

CR装置 2,800千円

## 3. 経営健全化への取り組み

目標の達成や職員の経営参画意識の高揚を促すため、掲げた目標は概ね良好な結果が得られました。

	項目	成果評価指標	16年度	17年度	18年度
患者満足度	地域医療ニーズの把握	当町の患者の受診増加(国保金額)	入院 43% 外来 31%	入院 39% 外来 32%	入院 37% 外来 32%
	医療に関する患者満足度	アンケートによる患者満足度の向上	満足 70%	満足 97%	満足 98%
	環境に関する患者満足度	アンケートによる患者満足度の向上	環境 51% 接遇 80% 食事 39%	環境 87% 接遇 99% 食事 78%	環境 92% 接遇 99% 食事 85%
財務	収支の良化	診療報酬単価の上昇	入院 27,996円 外来 10,593円	入院 28,591円 外来 11,450円	入院 28,229円 外来 11,483円
		平均在院日数の短縮	23.2日	22.5日	21.6日
		未集金の減少(※)	0.12%	0.13%	0.22%
		査定減の減少(※)	0.32%	0.35%	0.21%
		人件費率(※)	52.0%	49.9%	51.4%



プロセス	医療の質の統一	クリティカルパス作製数増加及び適用率の向上	パス数 35 件 適用率 %	パス数 38 件 適用率 23 %	パス数 50 件 適用率 33 %
	安全な医療の提供	安全管理責任者の設置	—	—	—
	新規患者の獲得	救急搬送患者数の増加	595 件	568 件	659 件
人材	専門医の確保	消化器、糖尿医の確保	—	—	—
	基礎力の向上	専門資格等の取得	—	別記	別記
	企画部門機能強化	問題点への迅速な対応体制の構築	—	別記	別記

【別記 1】人材の視点 基礎力の向上 専門資格等の取得

- ・ N S T 認定医 医師 2 名取得
- ・ 認定看護管理者制度ファーストレベル 看護師 1 名

【別記 2】人材の視点 企画部門機能強化 問題への迅速な対応体制の構築

3 人体制になり、新規取り組みや問題点の早期把握、協議、検討及び改善の実施が迅速に行えるようになった。

泌尿器科開設、回復期リハビリテーション病棟開設、亜急性期病棟開設、療養病床の再編検討、一般病棟上位基準取得検討など

#### 4. 経費削減等の取り組み

【回復期リハビリ病棟の取組】

平成 18 年 7 月より開設しましたが、看護師不足のため、患者を入院させることができない期間が発生してしまい、1 日平均で 28 人の入院患者数となりました。

しかしながら、取り組みを行うことによって、収入が 57,782 千円増加しました。  
(支出についても 3,991 千円増加。)

鞍手町介護老人保健施設事業 中期経営計画に基づく取り組みについて  
(平成17年度～18年度)

■中期財政計画について

①収益的収支

(単位：千円)

		17年度		18年度	
		計画	決算	計画	決算見込
収益的 収入	施設運営事業収益	239,817	239,817	241,425	243,762
	介護保健施設サービス費 収益(短期含)	169,713	169,713	160,625	165,518
	通所リハビリテーション 費収益	27,949	27,949	31,612	32,149
	室料差額収益	2,171	2,171	2,183	2,048
	入所者利用料収益	34,277	34,277	39,376	36,879
	通所者利用料収益	5,580	5,580	7,491	6,955
	その他施設運営事業収益	127	127	138	213
	施設運営事業外収益	48,387	48,387	46,981	43,686
	うち他会計補助金	48,022	48,022	46,800	43,222
	特別利益	0	0	0	0
収益計		288,204	288,204	288,406	287,449
収益的 支出	施設運営事業費用	267,433	267,433	273,913	263,512
	給与費	153,495	153,495	157,005	145,841
	材料費	19,525	19,525	20,317	21,469
	うち給食材料費	14,363	14,363	14,774	15,474
	経費	56,389	56,389	59,522	58,972
	減価償却費	37,886	37,886	36,801	37,080
	その他費用	138	138	268	150
	施設運営事業外費用	12,349	12,349	13,764	13,577
	うち支払利息	9,265	9,265	9,101	9,101
雑損失	3,804	3,084	4,663	4,476	
特別損失	0	0	0	0	
費用計		279,782	279,782	287,677	277,089
施設運営事業収支		-27,616	-27,616	-32,488	-19,750
施設運営事業外収支		36,038	36,038	33,217	30,109
総収支		8,422	8,422	729	10,359
前年度繰越利益剰余金		42,904	42,904	51,326	50,326
当年度未処分利益剰余金		51,326	51,326	52,055	60,686

平成18年度の経常収支予測は729千円の利益を見込んでいましたが、10,359千円の利益となりました。介護報酬の改定による加算の取得に伴う収益の増収及び職員の退職等に伴う給与費等の減額によるものであります。他会計補助金は3,578千円の減額となっております。

②資本的収支

(単位：千円)

	17年度		18年度	
	計画	決算	計画	決算見込
資本的収入	3,116	3,116	10,831	10,860
企業債	0	0	0	0
他会計出資金	3,066	3,066	10,830	10,830
その他	50	50	1	30
資本的支出	6,811	6,811	52,360	34,013
企業債償還金	6,132	6,132	21,660	21,660
建設改良費	679	679	700	299
その他	0	0	30,000	12,055
資本的収支	-3,695	-3695	-41,529	-23,153

平成18年度の資本的収支予測は41,529千円の不足額でありましたが、10床増床改修工事費等が12,055千円となり不足額23,153千円となりました。不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填しました。

■主な取り組みについて

1. 施設利用者増加の取り組み

通所利用者平均25人で計画していましたが、平成18年度は通所利用者平均22.5人となっており、平成17年度と比較しますと1日平均2.1人の増となっています。

通所リハビリテーションにつきましては、近隣の施設利用状況等を踏まえ平成19年4月より土曜日を開設し、利用者増を図るようにしています。

2. 設備投資

計画では、10床増床改修整備事業に30,000千円を予定していましたが、12,055千円で改修整備事業を完了しています。

3. 経営健全化への取り組み

施設運営事業収支状況を詳細にして職員への周知等を図り、経営感覚の定着及び意識の高揚に努めるようにしています。

また、利用者の満足度を図るため、平成19年度にアンケート調査を実施するよう準備をしていますが、平成18年度には、入所者・通所者に給食における嗜好調査を実施しています。アンケートの結果を基に、利用者の方々に満足していただけるような献立、味付けを検討していきたいと考えています。

4. 経費削減等の取り組み

【増収への取組】

10床増床の整備計画について、平成18年12月に福岡県の許可があり、3月に改修整備事業が終了いたしました。平成19年4月1日より60床で運営を実施し、収益の増加につながるよう取り組んでいきます。

## 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

昭和 60 年 4 月 1 日

鞍手町条例第 2 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 9 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

平成 17 年 6 月 9 日

鞍手町規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年鞍手町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定に基づき、町政について優れた識見を有する者の内から町長が任命する委員会の委員（以下「委員」という。）15 名以内は、次に掲げる事項に基づき委員候補者を選出し、任命するものとする。

- (1) 各種関係機関及び団体の意見を反映するため、議会関係者、地域自治関係者、農業関係者、商工業関係者、ボランティア関係者、福祉関係者及び教育関係者から選出する。この場合において候補者は、当該関係機関及び団体の代表者等に限定することなく、当該機関及び団体からの推薦により選出する。
- (2) 効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け、企業経営的な視点からの意見を反映するため、町内企業の関係者から選出する。
- (3) 男女共同参画の視点から、参画率に配慮し、女性の町民から選出する。
- (4) 前 2 号の規定により選出する候補者は、町長が適任者と判断する者を指名し、選出する。
- (5) 町民参加の機会を確保し、町民の視点からの建設的な意見を反映するため、公募による町民から選出する。
- (6) 委員会の附属機関としての位置付けを尊重し、客観的な意見を反映するため、町行政関係職員からは選出しない。

2 前項に規定する事項に基づく委員の任命区分及び委員数の配分は、次のとおりとする。

委員の任命区分等	委員数の配分	
関係機関及び団体推薦 8 名	議会関係者	2 名
	地域自治関係者	1 名
	農業関係者	1 名
	商工業関係者	1 名
	ボランティア関係者	1 名
	福祉関係者	1 名
	教育関係者	1 名
指名 5 名	企業関係者	3 名
	女性	2 名
公募 2 名	町民	2 名

(会議の公開)

第 3 条 条例第 5 条の規定に基づく委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とし、傍聴できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、その理由を明示して会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、所定の受付簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ(カメラ機能付携帯電話を除く。)の類を持っている者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音等を行うことにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第2条の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第10条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人が第4条から第9条までの規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議録の調製等)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 出席した職員等の氏名
- (4) 会議事項
- (5) 会議経過及び発言内容
- (6) その他前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名すべき委員は、2名とし、会長が会議において指名する。

4 会議録は、委員が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報誌、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、会議運営方法に関する申し合わせ事項は、会長が会議に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。